

令和2年 教育委員会

第20回 定例会 議事日程

令和2年11月24日（火）

第1議案

【指導課】

- (1) 議案第40号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

第2報告

【文化振興課】

- (1) 区立図書館の貸施設収容率及び閲覧席削減の緩和について
- (2) 収蔵資料のデータベース化について

【子ども総務課】

- (1) 令和2年第4回区議会定例会の報告

【児童・家庭支援センター】

- (1) (仮称) 外神田一丁目公共施設内学童クラブ運営事業者の決定について
- (2) 令和3年度学童クラブ入会募集について
- (3) 第2期障害児福祉計画案について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（10月末時点）

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（12月5日号）掲載事項

議案第 40 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 115、12 月に支給する場合には 100 分の 120」を「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」に、「6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 100」を「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 95」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 100」とあるのは「100 分の 55、12 月に支給する場合には 100 分の 60」を「100 分の 95」とあるのは「100 分の 55」に改める。

第 2 条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 115」を「6 月に支給する場合には 100 分の 112.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5」に、「6 月及び 12 月に支給する場合には 100 分の 95」を「6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 115」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 55」を「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 62.5」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 52.5」と、「100 分の 97.5」とあるのは「100 分の 57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和2年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、期末手当の支給月数を改める。

2 改正概要

(1) 第1条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第27条)	一般職員及び管理職員(再任用職員を含む。)の12月期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改正を行う。	公布の日

(2) 第2条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第27条)	期末手当支給月数の引下げ分(0.05月)を令和3年6月及び12月支給の期末手当に按分する改正を行う(年間支給月数に変更なし)。	令和3年 4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 令和2年度の支給月数

		6月期	12月期	3月期	合計
常勤職員	一般職員 改正前	2.175	2.225	0.25	4.65
		期末 (1.15) 勤勉 (1.025)	期末 (1.20) 勤勉 (1.025)	期末 (0.25) 勤勉 -	期末 (2.60) 勤勉 (2.05)
	一般職員 改正後	2.175	2.175	0.25	4.60
		期末 (1.15) 勤勉 (1.025)	期末 (1.15) 勤勉 (1.025)	期末 (0.25) 勤勉 -	期末 (2.55) 勤勉 (2.05)
	管理職員 改正前	2.175	2.225	0.25	4.65
		期末 (0.95) 勤勉 (1.225)	期末 (1.00) 勤勉 (1.225)	期末 (0.25) 勤勉 -	期末 (2.20) 勤勉 (2.45)
管理職員 改正後	2.175	2.175	0.25	4.60	
	期末 (0.95) 勤勉 (1.225)	期末 (0.95) 勤勉 (1.225)	期末 (0.25) 勤勉 -	期末 (2.15) 勤勉 (2.45)	
再任用職員	一般職員 改正前	1.15	1.20	0.10	2.45
		期末 0.65 勤勉 0.50	期末 0.70 勤勉 0.50	期末 (0.10) 勤勉 -	期末 (1.45) 勤勉 (1.00)
	一般職員 改正後	1.15	1.15	0.10	2.40
		期末 (0.65) 勤勉 (0.50)	期末 (0.65) 勤勉 (0.50)	期末 (0.10) 勤勉 -	期末 (1.40) 勤勉 (1.00)
	管理職員 改正前	1.15	1.20	0.10	2.45
		期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	期末 (0.60) 勤勉 (0.60)	期末 (0.10) 勤勉 -	期末 (1.25) 勤勉 (1.20)
管理職員 改正後	1.15	1.15	0.10	2.40	
	期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	期末 (0.10) 勤勉 -	期末 (1.20) 勤勉 (1.20)	

(参考) 令和3年度の支給月数

		6月期	12月期	3月期	合計		
常勤職員	一般職員	改正前	2.175 期末 (1.15) 勤勉 (1.025)	2.175 期末 (1.15) 勤勉 (1.025)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.60 期末 (2.55) 勤勉 (2.05)	
		改正後	<u>2.15</u> 期末 (<u>1.125</u>) 勤勉 (1.025)	<u>2.20</u> 期末 (<u>1.175</u>) 勤勉 (1.025)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.60 期末 (2.55) 勤勉 (2.05)	
	管理職員	改正前	2.175 期末 (0.95) 勤勉 (1.225)	2.175 期末 (0.95) 勤勉 (1.225)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.60 期末 (2.15) 勤勉 (2.45)	
		改正後	<u>2.15</u> 期末 (<u>0.925</u>) 勤勉 (1.225)	<u>2.20</u> 期末 (<u>0.975</u>) 勤勉 (1.225)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.60 期末 (2.15) 勤勉 (2.45)	
	再任用職員	一般職員	改正前	1.15 期末 0.65 勤勉 0.50	1.15 期末 0.65 勤勉 0.50	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.40) 勤勉 (1.00)
			改正後	<u>1.125</u> 期末 (<u>0.625</u>) 勤勉 (0.50)	<u>1.175</u> 期末 (<u>0.675</u>) 勤勉 (0.50)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.40) 勤勉 (1.00)
管理職員		改正前	1.150 期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	1.15 期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.20) 勤勉 (1.20)	
		改正後	<u>1.125</u> 期末 (<u>0.525</u>) 勤勉 (0.60)	<u>1.175</u> 期末 (<u>0.575</u>) 勤勉 (0.60)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.20) 勤勉 (1.20)	

4 参考

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

令和2年度の期末手当支給月数

	6月期	12月期	3月期	合計
改正前	1.15	<u>1.20</u>	0.25	<u>2.60</u>
改正後	1.15	<u>1.15</u>	0.25	<u>2.55</u>

令和3年度の期末手当支給月数

	6月期	12月期	3月期	合計
改正前	<u>1.15</u>	<u>1.15</u>	0.25	2.55
改正後	<u>1.125</u>	<u>1.175</u>	0.25	2.55

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の給与に関する条例（第1条関係）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当） 第27条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4から6まで（現行に同じ） ※改正附則については、第2条新旧に記載</p>	<p>（期末手当） 第27条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115</u>、<u>12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の95</u>、<u>12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「<u>100分の95</u>、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」とする。</p> <p>4から6まで（略）</p>

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の給与に関する条例（第2条関係）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当） 第27条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで（現行に同じ） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（期末手当） 第27条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略）</p>

収蔵資料のデータベース化について

1 概要

令和2年7月にクラウド型収蔵品管理システムを導入し、指定文化財台帳の整備とともに、資料の公開活用を進めるためのデータベース化を開始しました。

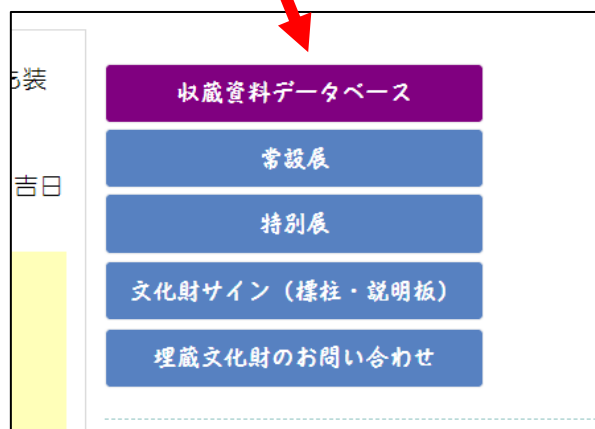
第一段階として、指定文化財に関わる77件のデータについて令和2年11月より文化財事務室のHP上で公開しています。引き続き、収蔵資料のデータベース化を進めます。

2 公開ページ状況

(1) 文化財事務室HPトップ



文化財事務室のトップページから
「収蔵資料データベース」を
クリックします。



(2) 検索画面



(3) 検索結果



(4) 詳細画面



千代田区指定文化財台帳

千有(書/絵・工) - 49

名称	杉山鶏兎書「大日本帝国憲法発布奉祝文」及び 河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」		形状・内容・材質・用途・保存状況・製作年代等
種別	有形文化財(書跡/絵画・工芸品)		点数: 一張(幕) 寸法: 総長227.0×542.5cm 本紙183.0×542.5cm
所在地	日比谷公園1-4 日比谷図書文化館		材質・技法: 綿本墨書/墨画着色 作者: 書-杉山鶏兎(生没年不詳)/画-河鍋暁斎(1831-89)
所有者	(氏名) 千代田区教育委員会 (生年月日) (住所) 九段南1-2-1 (TEL) 03-3264-2111	幕絵の落款: 「如空暁斎圖」 幕絵の印章: 「筆峰之日本」(朱文方印)、「惺惺」(白文方印) 制作年代: 明治22年(1889) 内容: 明治22年2月11日に行われた大日本帝国憲法発布を祝うために麴町四丁目町会で制作された。杉山鶏兎は、静岡県士の土族出身で、文部省に出仕した経歴をもつ。明治10年代には、漢文学などの古典や骨董に関する出版物に携わっていた。河鍋暁斎は、幕末から明治時代にかけてあらゆるジャンルを描き、「画鬼」とも称された。河鍋暁斎が逝去したのは明治22年(1889)4月26日で、本作が完成し掲げられたのはその2ヶ月前であり暁斎の最晩年の大作である。	
管理責任者	(氏名) (生年月日) (住所) (TEL)	伝来: 本作は麴町四丁目町会の依頼で制作されたが、関東大震災後の区画整理によって、麴町三丁目町会に受け継がれた。山王祭では町会の神酒所に掲げられてきたもので、平成30年(2018)9月に麴町三丁目町会から千代田区教育委員会に寄贈された。 保存状況: 画面の状態は概ね良好。紐を通す乳布には傷みが多い。	
指定年月日 (解除)	平成 31年 4月 1日 告示第7号 年 月 日 告示第 号		
付記	現状では、杉山鶏兎による大日本帝国憲法発布に対する奉祝文と、河鍋暁斎による舞楽の蘭陵王の図とが両面縫い合わせられている。幕絵は、舞楽の蘭陵王を題材とする。中国・北齊時代の高長恭がその美貌を隠すために、獯猛な仮面をつけて戦いのぞみ、勝利を収めた故事にもとにした演目である。本作は暁斎の描いた幕としては数少ない現存例であり、最晩年の制作であるという点で、美術史上注目すべき作品である。 日本近代史において重要な出来事である、明治22年の大日本帝国憲法発布の際には、東京の各地で山車や旗、造り物を飾り立てて、その祝典を大いに盛り上げた。本作はそういった当時の状況のなかで、千代田区(麴町区)の人々がどのように祝賀したかを今に伝えており、歴史的、文化的にも貴重な資料である。		記録文献 ・天田要治「口絵解説 憲法発布と暁斎画祭礼幕「舞楽 蘭陵王図」」『暁斎: 河鍋暁斎研究誌』107号、河鍋暁斎美術館、2011.9 ・加美山史子「暁斎が描いた燈籠絵(行燈絵) - 同時代の記録と現存する可能性 -」『暁斎: 河鍋暁斎研究誌』121号、河鍋暁斎美術館、2016.12

<p>審議会・修理 現状変更等の記録</p>	<p>写 真 貼 付</p>	<p>備 考</p>
	<div data-bbox="739 327 1612 662" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1489 678 1579 710">奉祝文</p> <div data-bbox="739 790 1612 1125" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1512 1141 1579 1173">幕絵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内施設のアーツ千代田3331が山王祭についての展示を行った際に、本作の原寸大レプリカを作成し、そのレプリカを麴町三丁目町会が所有している。 ・河鍋暁斎記念美術館が、レプリカを制作し所持している。（令和元年）

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
令和2年11月24日

令和2年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	小林やすお 議員 (自民)	石川区政の今後の区政運営について 保健所の機能拡充について 人口増に伴う災害対策について 教育長不在の事態について	○令和元年度決算の不認定に対する改善策と石川区長の任期中最後の定例会にあたっての見解について ○従来にも増してコロナ禍で、より重要性が高まる保健所の機能拡充について ○人口増の中、コロナ禍も踏まえた避難所運営について ○コロナ感染症拡大への対応もある中での教育長不在の事態にあたり、区の教育行政の考え方と教育長の任命について	区 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	(1)新型コロナウイルス感染症対策について (2)コロナ禍と再開発について (3)人類の生存を脅かす2つの問題について	①保健所体制の強化を ②PCR検査の強化を ③医療機関への支援について ④くらしと営業への継続的支援を コロナ禍は国民の意識を変え、それは都市のかたちをも変えようとしている。コロナ後を見据え、区内で計画されている再開発をひとつずつ検証・見直しの必要があるのではないかと ①核兵器禁止条約の発効が確定した。国際平和都市を宣言している千代田区として政府の批准に向け、草の根の取り組みをすすめるときではないか。 ②首相は所信表明で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言した。また、区長も招集挨拶で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション千代田」と「気候非常事態宣言」に沿って計画を作成すると述べた。2030年目標設定など計画作成の基本点について見解を問う。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	米田議員 (公明)	行政手続きにおける押印廃止 と書面主義の見直しについて 暮らしの安心を確保する居住 支援について コロナ禍での成人式について	国において行革担当大臣が推し進めている「押印廃止」について、実際に廃止された場合、本区の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をし今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、見解は。 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む方が多い。そこで住まいと暮らしの安心を確保する居住支援について伺う。 来年のコロナ禍での成人式についての対応と対策を伺う。	区 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	永田議員 (自民)	情報セキュリティについて	個人の買い物の「嗜好」だけでなく政治的「志向」までAIによってビッグデータから解析されている。行政として区民の個人情報を守る対策、特に情報漏洩の可能性がある機器、アプリ使用について、また公印の取り扱いについて問う。	区 長 関係 理事 者
2	大串議員 (公明)	ケアラー（家族等介護者）支援 について	<p>1) 高齢化が進み、介護を必要とする人の数が増え続ける中、家族などの介護や看護に追われ、介護者＝ケアラー自身が体調を崩したり、社会から孤立したりすることが大きな課題となっている。ケアラーを支援する制度や仕組みが必要となっている。そこで、ケアラー支援についての基本的な考え方を問う。</p> <p>2) ケアラー支援ということでは、国は平成27年策定の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の7つの柱の一つには「認知症の人やその家族の視点の重視」が加えられたこと、また平成29年には介護保険の基本指針に「介護に取り組む家族等への支援の充実」を示したことなどは評価できる。そこで、今策定中の第8期介護保険事業計画について、ケアラー支援を施策項目として掲げ推進することを提案する。所見は。</p> <p>3) 今後の具体策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアラー支援条例の策定 ②千代田区版「ケアラー手帳」の配布 ③千代田区版「ケアラー支援マニュアル」の作成と配布 <p>以上、提案する。所見は。</p>	区 長 関係 理事 者
3	河合議員 (自民)	区民税や公課の徴収、滞納整理 の現状と課題について 年末特別資金について	<p>納税の公平性確保の観点から、区民税や国民健康保険料・介護保険料・保育料などの公課も含めた質的滞納整理と量的滞納整理を区別し、全庁的に未収金対策を考える必要がある。自治体内部で債権回収に特化した「滞納債権整理回収室」設置や債券回収事業の民間委託、国、東京都、自治体との連携、ICTを活用したデータベースの共有など区の見解を問う。</p> <p>コロナ禍での営業資金であり、利用条件の緩和が時限的に必要ではないか？区の見解を問う。</p>	区 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	飯島議員 (共産)	1) 第8期介護保険事業計画策定にあたって 2) サービス付き高齢者住宅建設について	介護保険制度は丸20年が経過し、7度目の改訂となる2021年度～2023年度までの第8期計画を迎える。 当初の目的「介護の社会化」に照らして問う ①コロナ禍における高齢者、介護現場への影響について ②補足給付の要件厳格化、高額介護サービス費の引き上げ等、利用料負担増について ③第8期保険料について 昨年第4回定例会において再度、整備の必要性についての答弁を得ている。 ①その後の進捗状況と課題 ②今後の取り組み等	区 長 関係 理事 者
5	牛尾議員 (共産)	(1) 新型コロナ感染症対策について (2) 子どもの遊び場について	①私立児童館の職員や学童支援員、私立保育所の保育士や職員への支援金の支給を求める。 ②児童館や私立保育所での感染防止策について。 ③児童館、保育所での支援員や保育士の確保について。 ①子どもが自転車を練習する場所、ボール遊びをいつでもできる場所を求める要望に応える施策を提案する。 ②民間開発等での公開空地で確保した広場が子どもの遊べる空間に相応しいのか認識を聞く。 ③子どもの遊び場をつくるために公開空地の活用ではなく区独自に広場の確保を進めることを求める。	区 長 関係 理事 者
6	うがい議員 (自民)	喫煙所設置助成制度について	▶ちよだみらいプロジェクト施策目標の現状確認 ▶現在の区内の喫煙所設置整備状況 ▶オリンピック・パラリンピックまでの目標件数 ▶達成に向けての課題や現状 ▶改善に向けた助成要項の改正(助成率・助成限度額) ▶その他	区 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	池田議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での防災対策 ・地域交通施策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで通り実施が困難な避難所防災訓練のあり方について伺う。密を回避する対策、学生ボランティアとの連携や、オンラインでの協議会などの検討はどうか。避難所運営が職員の負担増にならないか懸念される。 ・コミュニティバスの必要性を多角的に議論する時期、全庁的な検討組織を立ち上げるべきと考える。 	区 長 関係 理事者
8	長谷川議員 (紡ぐ会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. かがやきプラザ「高齢者活動センター」の利用状況と今後の活動について 2. 高齢者や障がい者を介護する「ヤングケアラー」について 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で「高齢者活動センター」の利用制限、土・日の休館が続いている。外出の機会が減っている高齢者の活動を増やし、フレイル予防のための対策が必要ではないか。「高齢者活動センター」の活動状況と今後の運営等について問う。</p> <p>家庭環境により、同居する親族の介護を担う若者が増えている。高齢者や障がいをもつ家族の介護をする「ヤングケアラー」の状況を把握しているか。コロナ禍で居宅介護等の支援が不足し、更なる負担がかかっているのではないか。介護支援と介護者のこころの相談など、「ヤングケアラー」支援について問う。</p>	区 長 関係 理事者
9	岩佐議員 (立憲)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の電力確保に関する取り組みについて 2. ゼロエミッション千代田の実現に向けて EV・PHV の推進を。 	<p>災害時の停電への備えについて、現状と課題を改めて精査し、EV(電気自動車)の活用等、具体的な電力確保に関する取り組みを進めてはどうか。</p> <p>走行時に CO2 等の排出ガスを出さない電気自動車(EV) プラグインハイブリッド自動車(PHV)の推進について、各計画への明文化、充電設備の充実化をしてはどうか。</p>	区 長 関係 理事者
10	小野議員 (都ファ)	<ol style="list-style-type: none"> 1、区内飲食店の自助力向上支援 2、人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィズコロナ・アフターコロナに必要な飲食事業者の IT 活用支援 ・国内留学施策として、軽井沢を活用した学生向けの千代田版リベラルアーツのサマースクールなど、各種学びの機会への貢献 ・コロナ禍でも可能な青少年の国際体験学習として、区のリソースを活用した区内留学の実施 	区 長 関係 理事者
11	西岡議員 (自民)	文化・芸術施策について	<ul style="list-style-type: none"> ●第4次文化芸術プラン策定について ●エコミュージアムで住民参加型の事業展開を ●区内博物館、美術館への送迎方法 <p>→風ぐるまの有効的な利活用</p>	区 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和2年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
12	岩田議員 (立民)	災害対策について	区の災害対策、殊に高層建築物についての区の考え方は如何なるものか。	区 長 関係理事者
13	桜井議員 (自民)	(仮称)四番町公共施設整備について	改めて直近の状況を確認する ○それぞれの施設整備の必要性と課題 ○一棟案の整備とメリット ○今後の整備スケジュール ○(仮称)麴町仮住宅の活用	区 長 関係理事者
14	嶋崎議員 (自民)	区民の健康データの活用とデジタル化の推進について	PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用による保健施策の推進について 本区のDX（デジタルトランスフォーメーション）のあり方について 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた、行政事務情報化の今後の方向性と取組み体制について	区 長 関係理事者

令和2年第4回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	小林 やすお 議員	代表質問	1
質問要旨	本区の教育行政の考え方について (1) G I G Aスクール構想について ①1人1台端末の環境整備についてその進捗状況は？ ②1人1台端末の環境を生かした授業を充実させる取り組みについて、今後どのように考え推進していくのか？		
答弁者	教育担当部長		

小林やすお議員の、G I G Aスクール構想についてのご質問にお答えします。

まず、子どもたち1人1台端末環境の整備に向けた進捗状況についてですが、6月の補正予算でG I G Aスクール推進のための補正予算についてご議決いただいてから、各校への早期導入を目指して準備を進めてまいりました。そして、この11月には小中学校全校に順次導入し、設定等の作業が済み次第、運用が可能な状況になっております。今後は、この環境を授業の中で十分に活用ができるよう、各学校とともに、授業改善に向けた研修や実践を行ってまいります。なお、今回の1人1台環境の整備に合わせ、児童・生徒が端末を家庭に持ち帰り家庭学習にも活用しますが、これまで以上に情報モラル教育を徹底するほか、物理的にもSNS等の利用制限を設けた運用を行います。

次に、1人1台端末の環境を生かした授業を充実させる取り組みと今後の考え方についてですが、議員ご指摘のとおり、1人1台端末環境は授業を充実させるための手段であり、環境を整備することが目的ではありません。その環境が、子どもたちの資質能力向上のため、どのように生かされていくかということこそが重要であると考えております。

この間教育委員会では、「一人一台からの学びを創る千代田ICT授業指針-スタート編-」を作成し、各校を訪問しての指導によりその理解を図っております。具体的には、「意見や考えを共有すること」、「個々のペースで取り組めるドリル教材について」、「タイピングスキルを身に付けること」、「課題や画像・動画を子どもたちと共有すること」などについて、まずはここから取り組んで欲しいという内容について、各校に周知をしているところです。

教育委員会といたしましては、この取り組みを足掛かりに、オンラインを利用した学校間や異校種、地域リソースとのつながりをもつことや、他県や海外とつながることにより発展をさせ、その実践をさらに充実させていくことができるよう推進してまいります。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	5
質問要旨	1 新型コロナ対策、特に学童クラブや私立保育園への支援について (1) 保育士等が負担増、あるいは非正規職員が収入減により退職することがあってはいけないが、区の考えは。 (2) 独自に保育園等で働く職員への支援金の創設を求める。 (3) 施設が感染対策で求めていることを区はつかんでいるか。感染防止の機器購入の要望への支援を求める。 (4) 施設での職員の定着状況等を調査し、足りないという声に丁寧な対応を求める。		

	<p>2 子どもの遊び場について</p> <p>(1) 低未利用の区有地の活用や広場を区独自に確保していくなど、民間開発のみではなく、あらゆる方法を検討して子どもの遊び場を増やしていくことを求める。</p>
答弁者	子ども部長

牛尾議員の保育園等における新型コロナ対策のご質問について、お答えいたします。まず、保育士や学童支援員が負担増、あるいは非正規職員が収入減によって辞めていくことがあってはいけないと思うが区はどのように考えているか、とのご質問ですが、コロナ禍でも子どもたちが安全安心に過ごせるよう、公立、私立に関わらず、また、勤務形態を問わず、保育園・学童クラブ等の現場では必死の努力が続いております。

そして、私立の保育園におきましては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合でも通常の状態に基づき公定価格、すなわち補助金の算定が行われることから、休ませた職員についても通常通りの賃金や賞与等を支払うことを国は求めており、本区におきましてもそのことを確認しております。

また学童クラブ等におきましても、このコロナ禍の過渡期的状況における負担増又は収入減によって、意に反して職場を去ることのないよう、区としても支援すべきものと考え、本年6月の区議会定例会において学童クラブの事業者を経済的に支援する一般会計補正予算第二号をご議決頂いております。

これにより、感染防止を理由に園児や児童が登園自粛したことで非常勤職員の勤務日数を減らした場合でも、勤務したものとみなして給与が支給できるよう事業者への支援を実現しております。

区としては引き続き現場の職員が安心して働き続けることができる環境整備に注力してまいりたいと存じます。

次に、保育園や学童クラブ等で働く職員への支援金の創設についてですが、本区では他区に先行して私立の保育園及び学童クラブ職員の処遇を改善するための経費として、一人あたりの給与に月額3万円を加算する制度を実施するなど、様々な支援策を講じております。

このため、ご質問のような臨時的に支援金を給付する考えはございません。

次に、私立学童クラブ等の施設が感染対策で求めていることを把握しているか、とのご質問ですが、私立の保育園及び学童クラブから感染症対策の状況等については報告を受けており、区として把握しております。

また、機器購入に要する必要な経費については、先の補正予算第二号により、感染拡大防止対策補助金として補助しており、ご質問のようなケースについても、この補助金を活用して頂くことが可能です。

次に、私立の保育園及び学童クラブでの人員の確保についてのご質問ですが、各施設で子どもたちが安心して伸び伸びと過ごすためには、職員が明るく生き生きと働き続けることが大変重要であると考えております。従いまして、区としても事業者とともに、現場の情報収集を行いつつ、良好な職場環境の整備に努めてまいります。

最後に、子どもの遊び場を増やしていくことについてのご質問でございます。本区におきましては地価が極めて高く、また空いている土地も極めてまれであるという状況ではございますが、子どもの遊び場に関する基本条例に基づき、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりを進めているところでございます。今後とも引き続き子どもの外遊びや自主性に対する周囲の理解を求めつつ、限られた資源の中で子どもの遊び場の確保が図れるよう関係所管部とも連携を図りながら取り組んでまいります。

紡ぐ会	長谷川 みえこ 議員	一般質問	8
質問要旨	(1) 児童・家庭支援センターなどの相談機関や学校のカウンセラーを利用しているヤングケアラーがどのくらいいるのか把握しているか。また、家族の介護などを担っていると思われる児童・生徒に対してのこころのケアをどのように行っているか。		
答弁者	教育担当部長		

長谷川議員のヤングケアラー支援に関するご質問にお答えいたします。

子ども部における相談支援機能である児童・家庭支援センターにおきましては、スクールカウンセラーも含めまして、ヤングケアラーに該当する相談事例は現在までのところ、ございません。

一方、学校現場におきましては、児童、生徒一人ひとりの状況を日々把握するよう努めておりますとともに、児童・家庭支援センターにおきましては、子どもと家庭に関する様々な相談窓口を用意し、個々のケースに丁寧に対応していることはご案内のとおりでございます。

このため、今後とも関係所管と緊密に連携しながら情報収集と情報の共有化に努めるとともに、子どもたちのこころのケアを図り、不安を抱えている各ご家庭を支援してまいります。

都ファ	小野 なりこ 議員	一般質問	10
質問要旨	(1) 人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出について ①学校主催や千代田区主催として、子どもたちのためのリベラルアーツ教育を企画し、軽井沢を活用してはいかがか？また、子どもたちが使用しない期間は、企業、大学、生涯学習の場として大人のためのリカレント教育の場として検討したらいかがか？ ②区内にある多くのリソースを生かし、千代田区ならではのグローバルプログラムを考案してはいかがか？		
答弁者	教育担当部長		

小野議員の、「人の成長に必要なリベラルアーツの機会創出」についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、子どもたちのリベラルアーツ教育の場、大人のリカレント教育の場として、軽井沢の活用を検討してはいかがかのご提案についてですが、リベラルアーツとは、現代社会の様々な問題に立ち向かうため、これまでの教養教育に加え「答えのない問い」を解決する力を養うものであることは議員のご質問にあるとおりです。

学校教育において、学習指導要領では、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考え、思いや考えを基に創造する過程を重視しております。予測困難な未来を生き抜くための探究的な学びは、今の子どもたちにとって、今後ますます重要となります。また、学校教育以外の生涯学習・リカレント教育の分野でも、区の「ちよだ生涯学習カレッジ」では、問題発見・課題解決型の実践的な学習スタイルを採用し、独自のカリキュラムを採用しております。学校や区では、現在もこうした各種学びの機会を提供しております。

なお、軽井沢施設の活用については、多様な視点から今後検討してまいります。

次に、区内にある多くのリソースを生かし、千代田区ならではのグローバルプログラムを考案してはいかがかのご提案についてですが、本区では、長年にわたり、中学生海外交流教育として、区立中学校生徒を英国のウェストミンスター市に派遣し、ホームステイをしながら英国の学校生活や家庭生活を体験する事業を行ってまいりました。しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、英国の学校が

休校になっていたため実施ができませんでした。

ご提案の、本区ならではのリソースである大使館や海外知見の深い企業、区民ボランティア等と連携したグローバルプログラムは、新型コロナウイルス感染症の状況に左右されずに実施ができる点、また、海外派遣される生徒だけでなく、多くの子どもたちに国際交流の体験の場を用意できるという点からも有意義な取り組みであると考えられます。その点も検討させていただき、引き続き千代田区における国際体験学習を推進してまいります。

(仮称) 外神田一丁目公共施設内私立学童クラブ運営事業者の選定結果について

(仮称) 外神田一丁目公共施設を活用した学童クラブについて、令和3年4月1日の開設に向け、整備及び運営を行う事業者をプロポーザル方式で募集、選定した。

1 件名

(仮称) 外神田一丁目公共施設内私立学童クラブの整備及び事業運営

2 採否の決定した日

令和2年11月16日(月)

3 選定委員の構成

- ・委員長 子ども部長
- ・委員 児童・家庭支援センター所長
外部委員3名(放課後児童支援員認定研修講師、公認会計士、青少年委員)

4 プロポーザル参加者数

4者

5 選定事業者

事業者名: 株式会社ベネッセスタイルケア

所在地: 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリスビル

代表者名: 代表取締役 滝山 真也

6 事業概要

開設時期: 令和3年4月1日

定員: 40名程度

実施場所: 千代田区外神田一丁目1番13号

(仮称) 外神田一丁目公共施設 4階

7 審査結果一覧表(500点満点、配点の6割以上で選定)

評価項目	配点 (100点×5人)	第1位	第2位	第3位	第4位
事業者評価	75点	60点	65点	55点	60点
担当者評価	50点	40点	35点	20点	20点
提案書内容評価	200点	172点	133点	107点	95点
プレゼンテーション	175点	161点	121点	122点	96点
合計	500点	433点	354点	304点	271点

令和3年度学童クラブ入会募集について

1 学童クラブ

小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により放課後の児童の養育ができない場合に、家庭にかかわる生活の拠点として、適切な遊びや学びの場を提供し児童の健全な育成を図る。

2 入会できる児童

- (1) 第1順位 千代田区内に居住している児童
- (2) 第2順位 千代田区内の区立小学校に在学する、区外に居住する児童
※学校内学童クラブの入会については当該小学校に在籍する児童を対象とする。

3 開室日及び開室時間

- (1) 月曜日～金曜日 下校時から午後5時まで（延長保育は午後7時まで）
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
※夜間延長保育実施の学童クラブは午後9時まで開室。
※日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休み。

4 入会期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5 費用

- (1) 育成料 月額 2,000円
- (2) おやつ代 月額 1,500円
※育成料・おやつ代については、事由に応じて減額・免除の規定あり。

6 周知

11月20日号の広報千代田及びホームページに掲載する。
※学童クラブ説明会は、令和3年度入会については開催しない。

7 入会申込み受付期間及び提出書類等

- (1) 受付期間 令和3年1月4日(月)から1月30日(土)まで（日曜日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで
- (3) 受付場所 第一希望の学童クラブ
- (4) 提出書類 ①学童クラブ利用申請書 ②就労証明書（その他申請理由に応じた必要書類）
※学童クラブ利用申請書は、11月20日(金)より各学童クラブで配付。
※1年毎の申請のため、現在入会している児童も受付期間中に申込みが必要。

8 入会決定

学童クラブ入会決定基準表に基づき指数を算定し、指数の高い順に入会を決定する。

9 入会決定通知

令和3年2月26日(金)に発送

令和3年度 学童クラブ入会案内



千代田区ホームページ
入会案内のページはこちら
(書類のダウンロードができます)



千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係
TEL : 03-5298-2424 FAX : 03-5298-0240

令和2年11月発行

もくじ

	頁
1 学童クラブ入会申込みについて	1
(1) 申込みができる方	
(2) 申込み先	
(3) 受付期間	
(4) 申込み必要書類	2
2 入会決定について	3
(1) 決定方法	
(2) 入会の期間	
(3) 入会審査結果の通知	
3 学童クラブの退会について	3
4 学童クラブの概要	4
(1) 保育時間	
(2) 休業日	
(3) 利用にかかる費用	
5 学童クラブの一覧	5
①児童館併設学童クラブ	5
②学校内に設置されている学童クラブ	6
③夜間延長保育を実施している学童クラブ	7
6 区内学童クラブ案内図	8
7 よくある質問	9



1 学童クラブ入会申込みについて

(1) 申込みができる方

保護者の就労等の理由により、小学校の放課後等に適切な保育を受けられない小学生で、以下のいずれかに該当する方です。

- ◇区内在住の小学生
- ◇区立小学校に在学する小学生

※就労等・・・就労、就学、疾病・心身障害等が該当します。

※同居の家族その他の方が、放課後等に児童の保育をできる場合は申込みできません。

(2) 申込み先

- ・令和3年度4月入会の申込み先は、第一希望の学童クラブです。

※(仮称)番町小学校内学童クラブは、令和3年度より事業者が変更となるため仮称としています。第一希望の場合は、現在運営中の「アフタースクール番町(番町小学校内)」に書類を持参してください。

※(仮称)外神田一丁目公共施設内学童クラブは、新設のため建物に入館できません。第一希望の場合は、「神田学童クラブ(神田児童館内)」に書類を持参してください。

- ・年度途中の入会の申込み先は、入会を希望する学童クラブです。

(3) 受付期間

◇令和3年度4月入会受付【一次募集】

受付期間： 令和3年 1月 4日(月) から 1月 30日(土) (日曜日、祝日を除く)

申込方法：午前10時から午後5時までに、第一希望の学童クラブへ(4)の必要書類を揃えて持参してください。

◇令和3年度4月入会受付【二次募集】 ※一次募集審査の結果、定員に空きがあるクラブのみ実施

受付期間： 令和3年 3月 1日(月) から 3月 19日(金) (日曜日、祝日を除く)

申込方法：午前10時から午後5時までに、第一希望の学童クラブへ(4)の必要書類を揃えて持参してください。

(ご注意)

- ・二次募集は、一次募集に申込みしなかった方が対象です。
- ・二次募集は、一次募集審査の結果、定員に空きがあるクラブのみ実施します。すべてのクラブが満員となった場合、二次募集は実施されません。

◇年度途中の入会受付

4月1日以降、随時行っています。入会を希望する月の前月20日までに、(4)の必要書類を揃えて希望の学童クラブへ持参してください。

(4) 申込み必要書類

必要書類	保護者の状況	就労(内定含む)	就労 [個人事業主]	疾病・ 障害等	看護・ 介護	就学	不存在・ 求職
① 学童クラブ利用申請書 (第1号様式)		○	○	○	○	○	○
② 就労証明書 (第2号様式)		○	○				(○)
③ タイムスケジュール表			(○)				
④ 現に事業を行っていることの証明書類			○				
⑤ 診断書・介護保険証・障害者手帳				○	○		
⑥ 在学証明書および就学時間のわかるもの						○	

< 書類の説明・注意事項 >

① 学童クラブ利用申請書(第1号様式)

- ・記入した第1希望の学童クラブが定員超過により入会できない場合があるので、第2・第3希望の学童クラブ名もご記入ください。(特定のクラブでないと入会しない場合を除く)
- ・第一第二があるクラブ(※)については、第一第二合わせて入会審査を行います。同一クラブとしてコード番号を設けているため、該当のコードとクラブ名をご記入ください。
(※) 富士見わんぱくひろば学童クラブ/いずみ学童クラブ/(仮称)番町小学校内学童クラブ/アフタースクールさくら/グローバルキッズ飯田橋学童クラブ

② 就労証明書(第2号様式)

- ・令和3年度入会から、様式が変更になっています。(昨年度以前の様式は使用できません。)
- ・保護者1名につき1通提出してください。
- ・同居の親族(祖父母、おじ・おば等)がいる場合、その方の就労証明書は不要ですが、放課後に児童の保育にあたれない理由を申請書に記載してください。
- ・個人事業主の方は、自署したものを提出してください。

③ タイムスケジュール表

- ・個人事業主の方で、就労時間が一定でなく就労証明書のみでは状況が説明できない場合に作成してください。

④ 現に事業を行っていることの証明書類

- ・営業許可証、登記事項全部証明書、事業のホームページの写し等で、事業(所)名及び代表者名が確認できる書類です。

⑤ 診断書・介護保険証・障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)

- ・診断書は原本、介護保険証・障害者手帳はコピーを提出してください。
- ・「看護・介護」の場合は、看護または介護対象の方の診断書等を提出してください。

⑥ 在学証明書および就学時間のわかるもの

- ・在学証明書は原本を提出してください。併せて、時間割等の就学時間がわかるものを提出してください。

■その他

- ・保護者不存在(離婚・死亡・長期単身赴任等)の事由で申請する場合、申請書の家族欄または申請理由欄に状況を記載してください。(長期単身赴任の場合には、単身赴任者の就労証明書も提出してください。)

- ・求職中の場合は、申請書の家族欄または申請理由欄に状況を記載してください。
保護者求職中による入会可能期間は2か月です。入会后2か月以内に就労証明書を提出してください。
- ・児童本人が障害児である場合は障害者手帳の写しを、心身の障害について医師の診断を受けている場合は医師の診断書原本を提出してください。

《4月1日までに転入予定の方》

①の利用申請書の裏面に、転入予定日と転入後住所を明記のうえ、②～⑥の必要書類の他、以下の書類のいずれかを併せて提出してください。

確認書類：不動産売買契約書の写し・不動産登記簿謄本の写し・不動産賃貸契約書の写し
(金額は黒塗りしても構いません)

転入手続き後、住民票の写しを速やかに提出してください。4月1日に千代田区内に住所がない場合は入会取消しとなります。

- *①②③の様式は各学童クラブで配布します。また、千代田区のホームページからもダウンロードすることができます。(表紙のQRコードからアクセスできます)
【<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/gakudo-nyukai.html>】
- *申請等でご提出いただいたすべての書類の記載内容に関しましては、「学童クラブ事業」のみで使用するものとし、「千代田区個人情報保護条例」の趣旨を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じます。

2 入会決定について

(1) 決定方法

- ・入会決定基準表に基づき、保育の必要性の高い児童から入会を決定します。
- ・定員を超えて申込みがあった場合は、区内在住の児童を第1順位、区立小学校に通学する区外に在住する児童を第2順位とし、保育の必要性に応じて入会を決定します。
- ・定員超過により第1希望のクラブに入会できない場合、第2希望以降のクラブにおいて、同様に入会の可否を決定します。

(2) 入会の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

- ・入会期間は該当年度内(最大1年間)です。
現在学童クラブに入会している方も、新年度の入会については改めて申請が必要です。

(3) 入会審査結果の通知

◇令和3年4月入会

入会結果に関する通知は、2月26日(金)に発送いたします。

◇年度途中の入会

入会月の前月中に、入会決定者あてに通知をお送りします。

※入会できない場合には、通知はお送りしません。年度内は、自動的に翌月に持ち越され、定員に空きが出た時点で再度選考の対象となります。

3 学童クラブの退会について

- ・申請内容(就労状況や家庭状況等)が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には退会となります。
- ・年度途中で、学童クラブ利用の必要がなくなり退会を希望する場合は、学童クラブに利用辞退届を提出してください。(各クラブで定める様式)

4 学童クラブの概要

(1) 保育時間

	時間	備考
基本保育	下校時 ~ 17時	土曜日および学校休業日は、施設により保育時間が異なります。詳細は5ページ以降をご覧ください。
延長保育 (夕方保育)	17時 ~ 19時	基本保育時間を超えて利用する必要がある場合には、延長保育(夕方保育)を利用することができます。(区立の学童クラブは土曜日未実施。) 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。
夜間延長保育 (一部のクラブ)	19時 ~ 21時	7ページ「③夜間保育を実施している学童クラブ」では、夜間延長保育を行っています。 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。
早朝保育 (一部のクラブ)	7時 ~ 8時	7ページ「③夜間保育を実施している学童クラブ」のうち1箇所を除き、学校長期休業期間に早朝保育を実施しています。 希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

(2) 休業日

日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

(3) 利用にかかる費用

育成料 月額4,000円(ただし、当分の間2,000円)
※17時~19時の延長保育について、別途の費用はかかりません。

■育成料には、減額・免除の規定があります。

①きょうだいが入会している場合	2人目から半額に減額
②生活保護世帯	免除
③利用する年度の住民税が非課税の世帯	免除
④利用する年度における就学援助受給者	免除

早朝・夜間延長保育育成料(一部のクラブ) (通常の育成料に加え) 月額3,000円

・減額免除の規定はありません。

おやつ代 月額1,500円

・区内在住の方は、おやつ代免除の規定があります。(育成料の上記表②③④に該当の方)

夕食代 1回500円程度

・7ページの「③夜間延長保育を実施している学童クラブ」では、夕食提供を行っています。利用する場合は実費負担となります。

5 学童クラブ一覧

各クラブの紹介は、千代田区ホームページに掲載しています。



(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/gakudo.html>)

①児童館併設学童クラブ

児童館に併設されているため、遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブ活動に参加することもできます。

名称 ※申請書の希望欄には 網掛名称を記入して ください。	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細	運営主体
西神田学童クラブ (区立西神田児童センター)	西神田2-6-2 西神田コスモス館 3F 5215-9062	60人 程度	*基本保育 平日：放課後～17時 土曜： 9時～17時 学校休業日： 8時15分～17時 *夕方保育(月～金) 17時～19時	千代田区 (区立)
神田学童クラブ (区立神田児童館)	外神田3-4-7 昌平童夢館5F 3253-6021	60人 程度		
四番町学童クラブ (区立四番町児童館)	四番町5-8 3234-3084	60人 程度		
一番町学童クラブ (区立一番町児童館)	一番町10 3230-0867	60人 程度		
富士見わんぱくひろば 学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)	富士見1-10-3 富士見みらい館 5F 3263-1185	70人 程度	*基本保育 平日：放課後～17時 土曜： 8時～17時 学校休業日： 8時～17時 *夕方保育 17時～19時	(株)ポピンズ
富士見わんぱくひろば 第二学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)		40人 程度		
いずみ学童クラブ1 (いずみこどもプラザ内)	神田和泉町1 ちよだパークサイ ドプラザ6F 3865-1462	35人 程度	*基本保育 平日：放課後～17時 土曜：8時15分～17時 学校休業日： 8時15分～17時 *夕方保育 17時～19時	(株)日本デイ ケアセンター
いずみ学童クラブ2 (いずみこどもプラザ内)		55人 程度		

②学校内に設置されている学童クラブ

設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名称 ※申請書の希望欄には 網掛名称を記入して ください。	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細	運営主体
アフタースクール こうじ町 (麴町小学校内)	麴町2-8 3556-9700	60人 程度	*基本保育 平日：放課後～17時 土曜：8時15分～17時 学校休業日： 8時15分～17時 *夕方保育 17時～19時	社会福祉法人 共生会
(仮称)番町小学校内 学童クラブ1 (番町小学校内)	六番町8	40人 程度		新規事業者 (事業者変更の ため)
(仮称)番町小学校内 学童クラブ2 (番町小学校内)	電話番号未定*	40人 程度		
九段小学校 アフタースクール (九段小学校内)	三番町16 3263-0591	60人 程度		NPO法人 放課後NPOア タースクール
アフタースクール お茶の水 (お茶の水小学校 仮校舎内)	富士見1-1-6 6261-4505	60人 程度		(株)エデュケーショナル ネットワーク
アフタースクール さくら (千代田小学校内)	神田司町2-16	70人 程度		社会福祉法人 共生会
アフタースクール さくら第二 (千代田小学校内)	5207-5800	50人 程度		

※(仮称)番町小学校内学童クラブの電話番号(問い合わせ先)は、運営事業者が決定し次第、区ホームページでお知らせします。

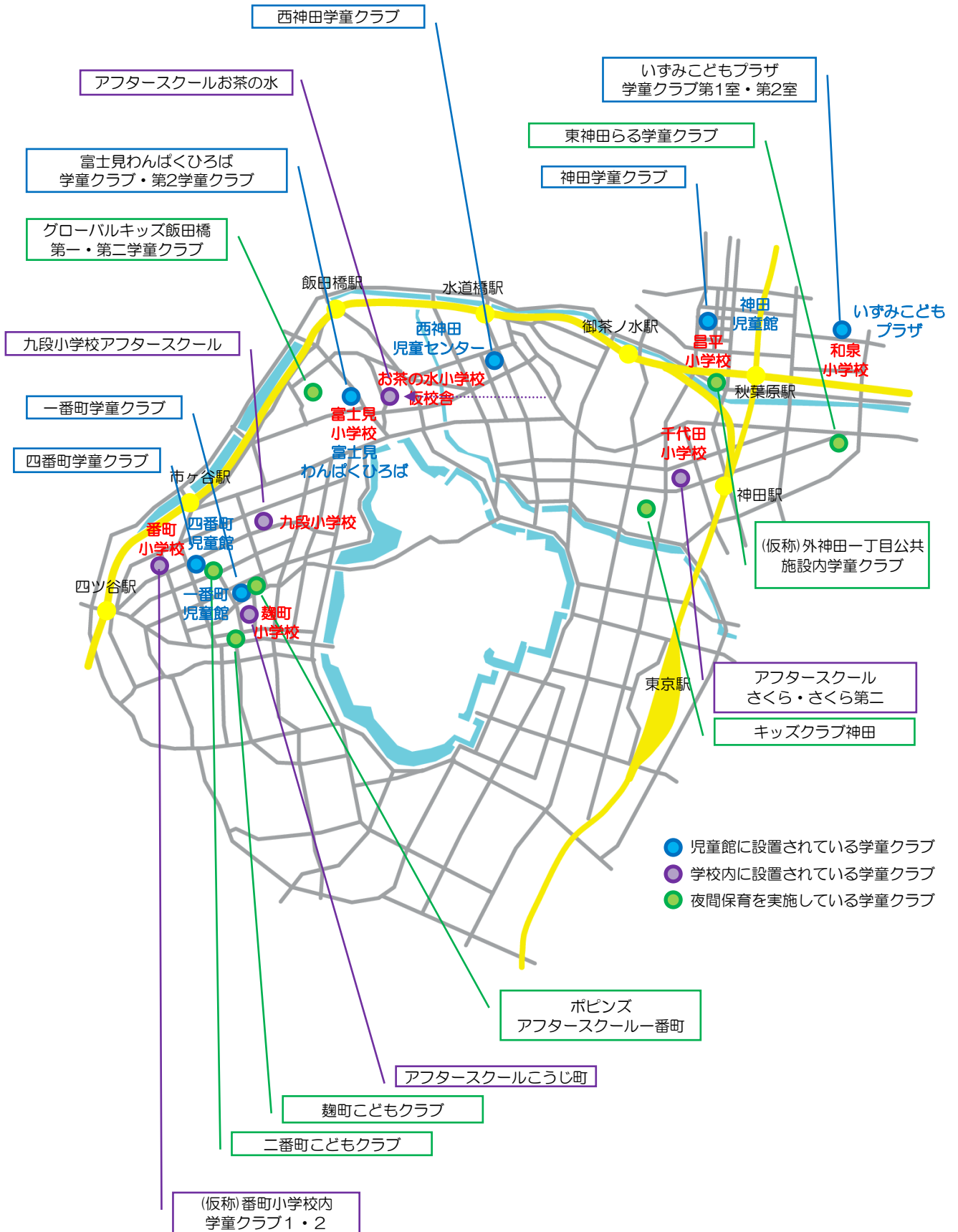
③夜間延長保育を実施している学童クラブ

21時までの夜間延長保育を実施しています。各学童クラブが工夫して行事や活動を催しています。

名 称 ※申請書の希望欄には 網掛名称を記入して ください。	所在地 電話番号	受入 児童数	保育時間詳細	運営主体
翹町こどもクラブ	翹町3-2-3 エヌワンビル2F・ 3F 6261-0457	40人 程度	*基本保育 平日：放課後～17時 土曜：8時～17時 学校休業日： 8時～17時 *夕方保育 17時～19時 *夜間保育 19時～21時 *早朝保育 <u>学校長期休業期間のみ</u> 7時～8時	(株)日本保育 サービス
ポピンズアフタースクール 一番町	一番町10-8 ウエストビル2F 5275-2171	50人 程度		(株)ポピンズ
二番町こどもクラブ	二番町2-1 二番町TSビル4F 3221-0012	70人 程度		(株)日本保育 サービス
グローバルキッズ飯田橋 第一学童クラブ	富士見2-14-36 富士見ウエスト4F 3556-3331	50人 程度		(株)グローバ ルキッズ
グローバルキッズ飯田橋 第二学童クラブ		50人 程度		
キッズクラブ神田	内神田1-10-9 MIIビル1F 3233-3677	50人 程度		NPO法人三楽
東神田らる学童クラブ	東神田1-6-4 ロイジェント東神田 1F 5829-4801	40人 程度		(株)日本デイ ケアセンター
新設 (仮称)外神田一丁目公共 施設内学童クラブ	外神田1-1-13 4階 電話番号未定*	40人 程度		*基本保育 } *夕方保育 } 上記に同じ *夜間保育 } (早朝保育はありません)

※(仮称)外神田一丁目公共施設内学童クラブの電話番号(問い合わせ先)は、運営事業者が決定し次第、区ホームページでお知らせします。

区内学童クラブ案内図



学童クラブに関するよくある質問

[問] 新1年生も、入会が決定した場合は4月1日から利用できますか。

(答) 4月1日から利用可能です。

[問] 就労証明書の発行が申込期限に間に合いそうにありません。後から提出しても良いですか。

(答) 一部の書類だけ期限後に提出することはできません。必要書類すべてを揃え、申込期間中に提出してください。

[問] 就労証明書について、弟妹の保育園入園のため子ども支援課に提出した就労証明書のコピーでも良いですか。

(答) 他の申込で使った書類のコピーでは受付できません。学童クラブ用の就労証明書(原本)を提出してください。また、保育園入園の就労証明書には、学童クラブ入会審査に不要な項目があるため、勤務先には必ず学童クラブ用の様式で作成を依頼してください。

[問] 両親の他、祖父母・叔母と同居しています。就労証明書は全員分必要ですか。

(答) 祖父母・叔母の就労証明書は必要ありません。ただし、申請書表面「家族及び同居する方全員」欄の右の備考欄に、放課後の保育にあたれない理由を記入してください。

[問] きょうだいで申し込む場合、申請書類は児童分必要ですか。

(答) 申請書 : 児童分必要です。

就労証明書: 保護者1人につき1部で構いません。2人目以降の児童については、コピーを添付してください。(自営業等の方のその他書類も同様)

[問] 父親が単身赴任をしています。その場合の申請書の書き方を教えてください。

(答) 申請書表面「家族及び同居する方全員」の父欄に氏名等を記入し、右の備考欄に、勤務先名と単身赴任中であることを記入してください。(就労証明書の内容と併せて確認します。)

[問] 保護者が4月1日から育児休業を取得する場合、学童クラブの申込みはできますか。

(答) 年度の途中で職場復帰する予定である場合は、入会申込可能です。(年度の途中から育児休業を取得する場合も、申込可能です。)ただし、17時以降の延長保育は、就労等により保護者不在の時間帯の保育であることから、利用できません。

[問] 育児短時間勤務をしているため17時前には学童クラブに到着しますが、延長保育は利用できますか。

(答) 17時以降の延長保育は、就労等により保護者不在の時間帯の保育であることから、利用できません。

～ 学童クラブ以外の放課後事業のご案内 ～

小学生の放課後の居場所として、学童クラブの他に「児童センター・児童館」「放課後子ども教室」があります。

「児童センター・児童館」は、区立4館・民営2館の6施設があり、月曜日～土曜日に9時から17時まで開館しています(日曜・祝日・年末年始は休館)。小学生はどなたでも利用できます。

「放課後子ども教室」は、放課後の学校施設を活用した居場所づくり事業で、区立小学校8校において実施しています。実施小学校の在校生は登録不要で参加でき、原則として学校登校日の17時まで過ごすことができます。(土曜・日曜・祝日・年末年始は実施なし。また、実施日詳細は学校ごとに異なります。)

詳しくは、千代田区ホームページ(学童クラブ入会案内のページからリンク)や事業のご案内用紙をご覧ください。

児童・家庭支援センター案内図



〒101-0048 千代田区神田司町 2-16 神田さくら館6階

千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 (電話) 03-5298-2424

(注意) 鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。

第1号様式 (第6条関係)

学童クラブ利用申請書

年 月 日

様	保護者	ふりがな 氏名							
		住所 (申請時現在)	〒						
		電話	()						
学童クラブの利用を申請します。									
児童	ふりがな			男・女	生年月日	平成	年	月	日
	氏名				学校・新学年	小学校	年生		
	申請時の状況	小学校		年在学	学童クラブ 在籍	在園			
家族 (及び 申請時 同居する 方全員)	ふりがな 氏名	年齢	児童との 続柄	勤務先・学校名・学年等 ※転職・進学等により変更予定の場合は、その内容も()内に記入。 ※父母以外で同居する成人の方は、保育にあたれない理由を記入。					
			父	()					
			母	()					
				()					
				()					
				()					
				()					
希望 学童 クラブ	希望順	コード 番号	クラブ名			勤務地から学童クラブまでの所要時間			
	第1希望			学童クラブ	父	時間	分		
					母	時間	分		
	第2希望			学童クラブ	父	時間	分		
					母	時間	分		
第3希望			学童クラブ	父	時間	分			
				母	時間	分			
【学童クラブコード番号一覧】※は19時以降の夜間保育実施学童クラブ 1 西神田学童クラブ 10 アフタースクールお茶の水 2 神田学童クラブ 11 アフタースクールさくら 3 四番町学童クラブ ※12 麹町こどもクラブ 4 一番町学童クラブ ※13 ポピンズアフタースクール一番町 5 富士見わんぱくひろば学童クラブ ※14 二番町こどもクラブ 6 いずみ学童クラブ ※15 グローバルキッズ飯田橋学童クラブ 7 アフタースクールこうじ町 ※16 キッズクラブ神田 8 (仮称)番町小学校内学童クラブ ※17 東神田らる学童クラブ 9 九段小学校アフタースクール ※18 (仮称)外神田一丁目公共施設内学童クラブ					第3希望までに入会できない場合、 それ以外の学童クラブを希望しますか				
					希望する・希望しない				
					19時以降の夜間保育を希望しますか(コード番号 12~18のクラブを希望する方)				
					希望する・希望しない				

裏面もあります

きょうだいの利用申請がある場合ご記入ください。

きょうだいの氏名	第1希望の学童クラブ	※①②ともに回答してください。 ① 決定した学童クラブがきょうだい間で異なった場合 (いずれかに✓) <input type="checkbox"/> a 希望順位が低いクラブでも、きょうだいが同じクラブに入会することを優先する <input type="checkbox"/> b 希望順位が高いクラブに入会することを優先する (別々のクラブでも入会する) ② きょうだいのうち入会できない児童がいる場合 (いずれかに✓) <input type="checkbox"/> c きょうだい全員、入会を辞退する <input type="checkbox"/> d 入会できる児童は入会を希望する
	学童クラブ	
	学童クラブ	
	学童クラブ	

申請書類に 連絡する		ふりがな 氏名	児童との 続柄	電話番号 ※日中連絡可能な番号
	①			<input type="checkbox"/> 勤務先(部署等:) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話
	②			<input type="checkbox"/> 勤務先(部署等:) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話

申請理由	入会を希望する理由 (具体的に記入してください。)
------	---------------------------

【転居・転入予定の場合】 下に新住所を記入し、転入の場合は不動産売買契約書等の書類を添付してください。(必要書類については、詳しくは入会案内をご確認ください。)

転居・転入予定日	年 月 日
令和3年4月1日時点の住所	〒 千代田区

【留意事項】
 ○きょうだいで利用申請する場合も、児童ごとに申請書を作成し、第1希望のクラブに提出してください。
 ○入会希望児童が身体障害者手帳・愛の手帳等をお持ちの場合は、その写しを併せて提出してください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合はご相談ください。
 ○本申請書に記載された個人情報については、学童クラブ事業実施以外の目的で利用することはありません。

(注意) 鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。

第1号様式 (第6条関係)

学童クラブ利用申請書

令和3年 1月 8日

第一希望のクラブが 区立の場合→千代田区長 民営の場合→●●学童クラブ様 施設長 学童クラブの利用を申請します。		保護者 ふりがな 氏名 ちよだ たるう 千代田 太郎		住所 (申請時現在) 〒 101-0048 千代田区神田司町△-△ちよだマンション301号		電話 090 (1234) 5678	
児童	ふりがな	ちよだ さくら		男・女 女	生年月日	平成 25年 4月 2日	
	氏名	千代田 さくら			学校・新学年	〇〇 小学校 2年生	
	申請時の状況	〇〇 小学校 1年在学		●● 学童クラブ 在籍	在園		
家族及び同居する方全員 (申請時現在)	ふりがな 氏名	年齢	児童との続柄	勤務先・学校名・学年等 ※転職・進学等により変更予定の場合は、その内容も()内に記入。 ※父母以外で同居する成人の方は、保育にあたれない理由を記入。			
	ちよだ たるう 千代田 太郎	38	父	株式会社□□ (令和3年4月1日、株式会社■に転職予定。)			
	ちよだ はなこ 千代田 花子	35	母	◇◇商事 ()			
	ちよだ いちろう 千代田 一郎	6	弟	〇〇小学校 ()			
	ちよだ じろう 千代田 二郎	3	弟	◆◆保育園 ()			
	ちよだ うめ 千代田 梅	70	祖母	持病があり保育できない(週3日の通院を要する)。 ()			
				()			
希望学童クラブ	希望順	コード番号	クラブ名		勤務地から学童クラブまでの所要時間		
	第1希望		●●	学童クラブ	父	0時間	45分
	第2希望		▲▲	学童クラブ	母	0時間	50分
					父	0時間	55分
	第3希望		◆◆	学童クラブ	母	1時間	00分
父					1時間	05分	
				母	1時間	10分	
【学童クラブコード番号一覧】※は19時以降の夜間保育実施学童クラブ 1 西神田学童クラブ 10 アフタースクールお茶の水 2 神田学童クラブ 11 アフタースクールさくら 3 四番町学童クラブ ※12 麹町こどもクラブ 4 一番町学童クラブ ※13 ポピンズアフタースクール一番町 5 富士見わんぱくひろば学童クラブ ※14 二番町こどもクラブ 6 いずみ学童クラブ ※15 グローバルキッズ飯田橋学童クラブ 7 アフタースクールこうじ町 ※16 キッズクラブ神田 8 (仮称)番町小学校内学童クラブ ※17 東神田らる学童クラブ 9 九段小学校アフタースクール ※18 (仮称)外神田一丁目公共施設内学童クラブ					第3希望までに入会できない場合、それ以外の学童クラブを希望しますか 希望する・希望しない 19時以降の夜間保育を希望しますか(コード番号12~18のクラブを希望する方) 希望する・希望しない		

裏面もあります

きょうだいの利用申請がある場合ご記入ください。

きょうだいの氏名	第1希望の学童クラブ	※①②ともに回答してください。 ① 決定した学童クラブがきょうだい間で異なった場合 (いずれかに✓) <input checked="" type="checkbox"/> a 希望順位が低いクラブでも、きょうだいが同じクラブに入会することを優先する <input type="checkbox"/> b 希望順位が高いクラブに入会することを優先する (別々のクラブでも入会する) ② きょうだいのうち入会できない児童がいる場合 (いずれかに✓) <input type="checkbox"/> c きょうだい全員、入会を辞退する <input checked="" type="checkbox"/> d 入会できる児童は入会を希望する
ちよだ いちろう 千代田 一郎	●● 学童クラブ	
	学童クラブ	
	学童クラブ	

申請書類に 連絡する 先		ふりがな 氏名	児童との 続柄	電話番号 ※日中連絡可能な番号
	①	ちよだ はなこ 千代田 花子	母	<input type="checkbox"/> 勤務先 (部署等:) <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 090-9876-5432
	②	ちよだ たろう 千代田 太郎	父	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先 (部署等: 経理部経理係) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 03-1111-2222 (内線: 3434)

申請理由	入会を希望する理由 (具体的に記入してください。) 保護者が就労により放課後の保育ができないため、利用申請します。また、同居の祖母は持病により通院を要し、保育できません。
------	--

【転居・転入予定の場合】	下に新住所を記入し、転入の場合は不動産売買契約書等の書類を添付してください。(必要書類については、詳しくは入会案内をご確認ください。)	
転居・転入予定日	年 月 日	
令和3年4月1日時点の住所	〒 千代田区	

【留意事項】

- きょうだいで利用申請する場合も、児童ごとに申請書を作成し、第1希望のクラブに提出してください。
- 入会希望児童が身体障害者手帳・愛の手帳等をお持ちの場合は、その写しを併せて提出してください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合はご相談ください。
- 本申請書に記載された個人情報については、学童クラブ事業実施以外の目的で利用することはありません。

就労証明書

第2号様式(大都市向け標準的様式)

学童クラブ施設長

宛

① 証明書発行事業所名		⑥ 証明日 (西暦)	年	月	日	
② 証明書発行事業所住所		⑦ 記入内容 の問合せ先	担当部署			
③ 証明書発行責任者氏名			担当者名			
④ 証明書発行責任者役職			電話番号			
⑤ 押印			メールアドレス (任意)			

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時点を把握している情報に限る)。

No.	項目	記入欄
1	フリガナ	社員番号等(任意)
	本人氏名	
	本人住所	

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合含む)に関する項目

2	就労状況・予定	現在の就労状況		1. 就労中 2. 産休・育休中 3. 就労予定(転職が内定している者含む) 4. その他()							
		単身赴任 ※予定含む	1. 無 2. 有	赴任期間	西暦	年	月	日	～	年	月
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入					主な就労場所	1. 自宅内 2. 自宅外				
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入										

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間ではなく、雇用契約・就労就業規則の内容に関する事項を記入ください。

6	就労形態	役員・自営業主	1. 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) 2. 自営業主(個人事業主)						
		被用者	3. 正規の職員・従業員 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. パート・アルバイト						
		その他	7. 家庭内職者 8. 家族従業者 9. その他()						
	働き方	1. 固定の労働時間制 2. 変形労働時間制 3. フレックスタイム制 4. 事業場外労働のみなし労働時間制 5. 裁量労働制 6. その他()							
7	就労時間 ※休憩時間含む	月	時間	分	就労日数	月	日		
		日	時間	分(うち休憩時間)	分				
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入	平日	時	分	～	時	分		
		土曜	時	分	～	時	分		
		日曜	時	分	～	時	分		
9	就労日	1. 月 2. 火 3. 水 4. 木 5. 金 6. 土 7. 日 8. 祝日 9. 不定							
10	契約期間 ※契約締結日ではなく、 就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	(有期契約の場合)契約の更新の有無	1. 有 2. 無						
		就労開始日(入社日等、働き始めた日)					契約満了日 ※有期の場合は記入		
		西暦	年	月	日	～	西暦	年	月

※2ページ目(裏)に続く

育児に関する休暇・短時間勤務制度に関する項目											
13	育児休暇の取得(予定)期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
14	復職予定日 ※発行会社で産休中・育休中の者のみ	西暦	年	月	日	入所が内定した場合の育児休暇の短縮可否	1. 可 2. 否				
15	短時間勤務制度の利用予定と期間中の就労時間 ※利用(予定)時間、期間中就労時間は申請者利用時のみ記入	入所以降の短時間勤務制度の利用予定		1. 有 2. 無		短時間勤務制度の利用終了予定期日		西暦	年	月	日
		制度利用(予定)期間中の就労時間帯	平日		時	分	～	時	分	うち休憩	分
			土曜		時	分	～	時	分	うち休憩	分
			日曜		時	分	～	時	分	うち休憩	分
備考											

- ※ 証明内容についてお電話で確認する場合があります。
- ※ 勤務証明書の有効期間は、証明日から3か月です。証明日の記載のないものは無効です。
- ※ 就労証明書様式、記入要領は千代田区のHPよりダウンロードができます。

【お問い合わせ先】 千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 電話03(5298)2424

就労証明書

第2号様式(大都市向け標準的様式)

学童クラブ施設長

宛

千代田区の学童クラブ申込については、大都市向け標準的様式のうちNo5・No11・No12・No16は記入不要です。

① 証明書発行事業所名	千代田区役所	⑥ 証明日 (西暦)	2020	年	12	月	1	日
② 証明書発行事業所住所	千代田区九段南1-2-1	⑦ 記入内容 の問合せ先	担当部署 千代田区役所 人事課					
③ 証明書発行責任者氏名	九段 みなみ		担当者名 麴町 太郎					
④ 証明書発行責任者役職	人事課長		電話番号 03-5211-4119					
⑤ 押印	印		メールアドレス(任意)					

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時点を把握している情報に限る)。

No.	項目	記入欄
1	フリガナ	カンダ ミサキ 社員番号等(任意)
	本人氏名	神田 みさき
	本人住所	千代田区神田多町●-●-● 「単身赴任 有」の場合に記入してください。 (就労を開始した日はNo10に記入)

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合含む)に関する項目

2	就労状況・予定	現在の就労状況	1. 就労中 2. 産休・育休中 3. 就労予定(転職が内定している者含む) 4. その他()	1
		単身赴任 ※予定含む	1. 無 2. 有 1	赴任期間 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入	万世橋出張所	主な就労場所	1. 自宅内 2. 自宅外 2
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入	千代田区外神田1-1-11		

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間ではなく、雇用契約・就労就業規則の内容に関する事項を記入ください。

6	就労形態	役員・自営業主	1. 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) 2. 自営業主(個人事業主)																				
		被用者	3. 正規の職員・従業員 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. パート・アルバイト																				
		その他	7. 家庭内職者 8. 家族従業者 9. その他() 3																				
7	就労時間 ※休憩時間含む	月	時間	分	就労日数	月	20	日															
		日	8	時間	45	分(うち休憩時間)	60	分															
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入	平日	8	時	30	分	~	17	時	15	分												
		土曜		時		分	~		時		分												
		日曜		時		分	~		時		分												
9	就労日	1. 月 2. 火 3. 水 4. 木 5. 金 6. 土 7. 日 8. 祝日 9. 不定				1, 2, 3, 4, 5																	
10	契約期間 ※契約締結日ではなく、 就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	(有期契約の場合)契約の更新の有無		1. 有 2. 無																			
		就労開始日(入社日等、働き始めた日)		契約満了日 ※有期の場合は記入																			
		西暦		2016		年		4		月		1		日		~		西暦		年		月	

※2ページ目(裏)に続く

育児に関する休暇・短時間勤務制度に関する項目							
13	育児休暇の 取得(予定)期間	西暦 2020年 2月 1日 ~ 西暦 2021年 4月 20日					
14	復職予定日 ※発行会社で産休中・ 育休中の者のみ	西暦 2021年 4月 21日	入所が内定した場合の 育児休暇の短縮可否	1. 可 2. 否	1		
15	短時間勤務制度の 利用予定と 期間中の就労時間 ※利用(予定)時間、 期間中就労時間は申 請者利用時のみ記入	入所以降の短時間勤務制度 の利用予定	1. 有 2. 無	1	短時間勤務制度の 利用終了予定期日	西暦 年 月 日	
		平日	時 分 ~ 時 分	うち休憩	分		
		土曜	時 分 ~ 時 分	うち休憩	分		
		日曜	時 分 ~ 時 分	うち休憩	分		
備考		「産前・産後休暇」を含まない、育児休業(育児休 暇)の取得(予定)期間を記入してください。					

- ※ 証明内容についてお電話で確認する場合があります。
- ※ 勤務証明書の有効期間は、証明日から3か月です。証明日の記載のないものは無効です。
- ※ 就労証明書様式、記入要領は千代田区のHPよりダウンロードができます。

【お問い合わせ先】 千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 電話03(5298)2424

タイムスケジュール表

学童クラブ利用申請用

学童クラブ施設長 宛

保護者氏名

児童氏名

上記保護者の家庭内で保育できない状況について、下記のとおり申告します。

下記の申告内容は、
 平均的な一週間の状況
 _____年____月____日から____月____日の実態

です。

	月	火	水	木	金	土	日
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
0:00							

※タイムスケジュール表は、自営業等の方で、就労時間が一定でなく就労証明書のみでは状況が説明できない場合に作成してください。

※内容に疑義がある場合、電話や訪問してお問合せすることがあります。

タイムスケジュール表

学童クラブ利用申請用

学童クラブ施設長 宛

記入例

保護者氏名 千代田 花子

児童氏名 千代田 さくら

上記保護者の家庭内で保育できない状況について、下記のとおり申告します。

下記の申告内容は、
 平均的な一週間の状況
 _____年____月____日から____月____日の実態
 です。

	月	火	水	木	金	土	日
5:00							
6:00							
7:00							
8:00	↑ 移動						
9:00	↑ 準備						
10:00	↑ 営業						
11:00							
12:00							
13:00	↓ 休憩						
14:00							
15:00	↓ 営業						
16:00							
17:00	↓ 後片付						
18:00	↓ 移動						
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
0:00							

○平均的な一週間の状況または具体的な一週間の実態について、記入してください。

○各曜日について、月曜日の記入例のように、時間帯を矢印で示し内容を記入してください。

○時間帯が同じ曜日がある場合は、「月曜日と同じ」等の表記で構いません。

※タイムスケジュール表は、自営業等の方で、就労時間が一定でなく就労証明書のみでは状況が説明できない場合に作成してください。

※内容に疑義がある場合、電話や訪問してお問合せすることがあります。

千代田区学童クラブ入会決定基準表（規則第6条第4号関係）

1. 入会児童の決定については、区内に居住している児童を第1順位として優先をする。
2. 保護者の就労状況については、父と母の指数の合計を適用する。
3. 保護者の就労状況については、一人2項目以上に該当する場合はそれらのうち指数が最高の項目を適用する。
4. 同順位内の選考については、以下の基準表に基づき指数を算定し、その高い順に決定をする。なお、合計指数が同じ場合には以下の優先順位及び家庭状況を考慮して決定をする。

1. 入会順位

児童の居住状況	順位	期間
千代田区内に居住している児童（区内に住民登録をしている者）	第1順位	左記の居住状況に該当しなくなるまで
千代田区内の区立小学校に在学する区外に居住する児童	第2順位	

2. 保護者の就労状況

保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育にあたれない場合）			指数	期間		
1	居宅外 労働・ 就学・ 技術習得	週5日以上の就労	1日8時間以上	10	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで	
			1日6時間以上	9		
			1日6時間未満	8		
		週3日以上の就労	1日8時間以上	9		
			1日6時間以上	8		
			1日6時間未満	7		
	*居宅外 自営を 含む	週3日未満の就労	1日8時間以上	4		
			1日6時間以上	3		
			1日6時間未満	2		
	2	居宅内 労働・ 就学・ 技術習得	週5日以上の就労	1日8時間以上		9
1日6時間以上				8		
1日6時間未満				7		
週3日以上の就労			1日8時間以上	8		
			1日6時間以上	7		
			1日6時間未満	6		
週3日未満の就労		1日8時間以上	3			
		1日6時間以上	2			
		1日6時間未満	1			
3		不存在	離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居・長期単身赴任	10		
4	疾病 負傷 心身障害	疾病 負傷	長期入院	(1)1ヶ月以上	10	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで
			居宅内	(2)精神性・感染性	10	
		(3)常時臥床		10		
		(4)安静（概ね日中4時間以上就床）		8		
	(5)一般療養	6				
	心身障害	(6)身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1・2・3度 精神障害者保健福祉手帳1・2・3級		10		
		(7)身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		8		
		(8)身体障害者手帳4級		6		

5	看護 介護	入院・通院等付添	(1)月 20 日以上かつ昼間 4 時間以上の 付き添いを常態	10	保育の実施 基準に該当 しなくなる まで
			(2)月 20 日未満で週 3 日以上かつ 昼間 4 時間以上の付添いを常態	8	
	自宅看護・介護	(3)重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等 で常時看護・介護を常態	9		
		(4)上記以外の自宅看護・介護を常態	7		
6	災害	(1)災害等による家屋の損失、その他災害復旧 のため保育にあたれない場合	10	復旧期間	
7	求職	就労のため、求職中（2か月を限度とする）	5	2か月以内	
8	特例	児童相談所長及び千代田区児童・家庭支援セ ンター所長から保育の実施が必要である旨の 報告を受けた場合		保育の実施基 準に該当しな くなるまで	
		前各号に掲げるものの他、明らかに保育に 欠けると認められる場合			

*就学とは、学校教育法（自立助長のための日本語学校の修学を含む）に定める学校に通学している状況をいう。

*就労時間は、休憩時間を含む勤務時間に、勤務地から学童クラブ所までの所要時間を加えたものとする。但し、残業時間は含まないものとする。

3. 児童の状況

		指数	備考
児童の状況	小学校 1 学年在学	10	
	小学校 2 学年在学	8	
	小学校 3 学年在学	6	
	小学校 4 学年在学	4	
	小学校 5 学年在学	2	
	小学校 6 学年在学	1	

4. 調整指数

	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）	+2	世帯に加算
2	両親が不存在の世帯	+2	世帯に加算
3	生活保護受給世帯	+2	世帯に加算
4	両親のうち終業時間の早い方の基本の就労時間が 17:00 以降にかかる場合	+2	世帯に加算
5	身体障害者手帳又は愛の手帳を保有する児童	+6	児童に加算
6	上記 5 に該当しない児童で医師による心身に障害の診断をされた児童	+5	児童に加算

5. 同一指数の場合の優先順位

1	学年が低い児童を優先する。
2	心身に障害があり、身辺自立ができていない児童を優先する。
3	ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）を優先する。
4	保護者の勤務日数が多い児童を優先する。（両親のうち勤務日数の少ない方で比較する）
5	17:00 以降の保育を必要とする児童を優先する。
6	前年度の出席日数が多い児童を優先する。
7	就学前の子どもがいる世帯を優先する。
8	小学生以下の子どもが多い世帯を優先する。
9	保護者が疾病・心身障害のある世帯を優先する。

(注意)・令和 3 年度については、項目 6 は適用しない。

・項目 1～9 までで比較しても指数が同一の場合は、抽選とする。

千代田区放課後事業のご案内

千代田区では、放課後の安全・安心な居場所であり児童の健やかな成長を支える事業として「学童クラブ」「放課後子ども教室」「児童センター・児童館」の3つの事業を実施しています。



学童クラブ

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。児童の遊び及び生活の場として、健やかな心身を育むとともに、保護者の就労と育児の両立を支援します。区内に全22クラブがあります。



放課後子ども教室

放課後の学校施設を活用した、在校生すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくり事業です。区立8小学校において、専任の指導員が宿題や自主学習のサポート、健全な遊びの提供を行っています。

児童センター・児童館

地域の子どもたちが、互いに交流をしながら健やかに育つことを目的とした施設です。施設内には遊戯室や図書コーナー等があり、放課後に来館し、職員が見守るなか自由に過ごすことができます。

	学童クラブ	放課後子ども教室	児童センター・児童館
対象児童	保護者の就労等の理由により、日中家庭で適切な養育を受けれない児童	実施小学校の在校生（1年生～6年生）	0歳から18歳までの子ども
実施日	月曜日～土曜日 ※日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。	月曜日～金曜日 ※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。 ※上記の他、活動場所の都合等で実施困難な日は実施しません。 ※学校休業日の実施の有無は、実施小学校により異なります。	月曜日～土曜日 ※日・祝日・年末年始（12/31～1/3）は閉館。
実施時間	平日：（基本）放課後～17時 （延長）19時まで ※土曜日・学校休業日の時間帯、夜間保育の有無など、各クラブで詳細は異なります。	平日：放課後～17時 学校休業日（※実施校のみ）： 9時～17時	放課後～17時 （開館は9時）
おやつ提供	あり	なし（持参不可）	なし（持参可能）
利用料	・育成料：2,000円/月（当面の間） ・夜間保育料：3,000円/月 （夜間保育実施クラブのみ） ・おやつ代：1,500円/月	無料	無料
利用手続き	入会審査 申請書・保護者の就労等の状況により審査します。入会審査は毎年行います。	手続き不要 ※参加当日に、放課後子ども教室受付で「参加カード」を提出してください。	利用登録（年度毎）

☆学童クラブの詳細は「入会案内」を、放課後子ども教室および児童センター・児童館の詳細は、各事業のご案内用紙をご覧ください。

【問合わせ先】

千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係
TEL:03-5298-2424 FAX:03-5298-0240

千代田区 児童センター・児童館



児童センター・児童館は、主に遊びや生活体験をとおして、地域の子供達との健全育成と子育て支援を行う施設です。

区内には、区立児童館 4 館・民営児童館 2 館があり、0～18 歳のお子さんとその保護者が安心して自由に遊び、交流することができます。

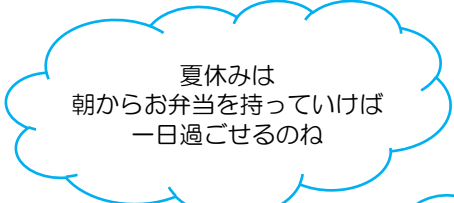
実施場所

(区立児童館) 西神田児童センター・神田児童館・四番町児童館・一番町児童館
(民営児童館) 富士見わんぱくひろば・いずみこどもプラザ



対象者

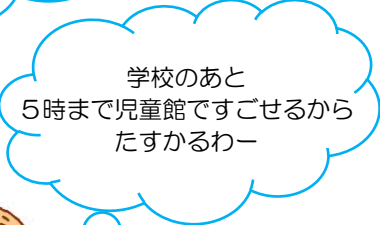
0 歳～18 歳までの子どもとその保護者



夏休みは朝からお弁当を持っていけば一日過ごせるのね

実施日・時間 (基本)

学校登校日の月曜日～土曜日 放課後から 17 時まで (開館は 9 時)
※日曜日・祝日・年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日) は実施しません。



学校のあと 5 時まで児童館ですごせるからたずかるわー

利用料

無料で利用できます。

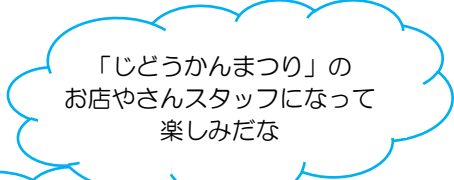


利用方法

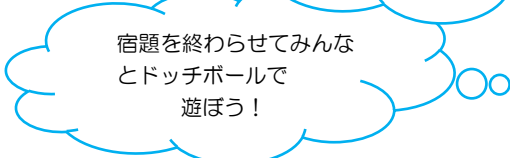
- 初めて児童館を利用する時は、入館登録をします。(年度毎)
- 来館時に、来館簿に名前を書き退出時にチェックをします。(毎回)

活動内容

- 児童館には、遊戯室や図工室、図書コーナーなどがあり、小学生以上のおさんは、一人で来館し自由に遊ぶことができます。
- ゲーム会や観劇会、児童館まつりなどのイベントや卓球クラブ、体操クラブなどのプログラムに参加することもできます。
- 他の学校のお友だちと遊んだり、乳幼児から中高生まで様々な世代とのふれあいを体験することができます。
- 持参したおやつやお弁当を食べることができます。
- 宿題をするスペースもあります。
- 各室に専門の指導員がおり、遊びの指導・見守りを行っています。
(詳細は各児童館にお問い合わせください)



「じどうかんまつり」のお店屋さんスタッフになって楽しみな



宿題を終わらせてみんなとドッチボールで遊ぼう!



【問い合わせ先】

西神田児童センター ☎ 5215-9062
 神田児童館 ☎ 3253-6021
 富士見わんぱくひろば ☎ 3263-1185

四番町児童館 ☎ 3234-3084
 一番町児童館 ☎ 3230-0866
 いずみこどもプラザ ☎ 3865-1461





千代田区 放課後子ども教室



放課後子ども教室は、在校生の安全・安心な居場所として、区立8小学校において学校施設を活用し実施している事業です。

宿題や自主学習を進めたり、身体を動かして遊んだり、放課後を楽しく有意義に過ごすことができます！

実施場所

千代田区立麹町小学校・九段小学校・番町小学校・富士見小学校・お茶の水小学校・千代田小学校・昌平小学校・和泉小学校 の校庭、体育館など

対象者

実施小学校の在校生（1年生～6年生）

実施日・時間（基本）

登校日の月曜日～金曜日 放課後から 17 時まで

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は実施しません。その他、活動場所の都合等で実施困難な日は実施しない場合があります。

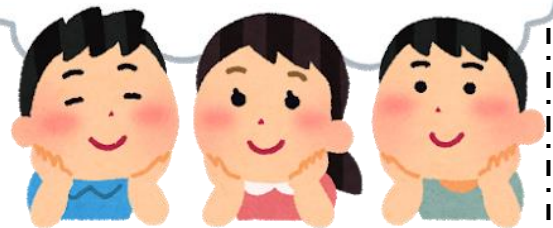
(実施予定日は、事前におたよりでお知らせします。)

※実施日の詳細は実施校ごとに異なります。

詳しくは裏面の表をご覧ください。

毎日参加しても、行きたい時だけ参加しても OK です。

放課後子ども教室は、指導員のサポートのもと、参加児童が安心して過ごし、多様な体験を通して成長できる場所です。



利用料

無料で参加できます。

利用の手続き・参加方法

○登録などの手続きは不要です。実施小学校の在校生は誰でも参加できます。

○事前に「参加カード」を配布します。参加希望日に、参加時間等を記載し保護者印を押印した参加カードを、放課後子ども教室の受付に提出してください。

※保護者の方は、活動内容や帰宅時間をお子さんと確認のうえ、カードに記入してください。

※参加カードに記載がない場合、参加カードを忘れた場合は参加できません。

※一部の学校では、中・高学年は参加カードなしで参加できるため配布しません。(裏面参照)

放課後、ランドセルを持って放課後子ども教室受付に参加カードを提出します。
※記載漏れがないか、前日に確認してください。

宿題や学習、校庭遊び、体験活動などに参加して過ごします。活動中は指導員がサポートします。

参加カードに記載の帰り時間に下校します。(最終は17時です)

活動内容

【学び】宿題や自主学習を進めることができます。学びの指導員が丁寧に学習のサポートをします。

【遊び】校庭や体育館で身体を動かしたり、室内遊びを楽しんで過ごします。遊びの指導員が、健全な遊びの指導・見守りを行います。

【体験】スポーツや文化に触れるプログラム活動です。内容は学校ごとに異なります。

放課後子ども教室は児童・家庭支援センターが実施する事業です。

ご質問等は、小学校ではなく児童・家庭支援センターへお問合せください。

【千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 ☎03-5298-2424】

各学校の放課後子ども教室詳細

令和2年10月現在

※実施時間（基本）：学校登校日の月曜日～金曜日、放課後から17時まで

	麹町小学校 すくすくサークル	九段小学校 フリスム
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">近隣の一番町児童館は9時～17時開館しています！</div>	学校休業日：9時～17時（原則実施） 長期休業期間：9時～17時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。
活動場所	学び：ランチルーム、外国語教室など 遊び：校庭、体育館など	学び：家庭科室、ランチルーム、メディアルームなど 遊び：校庭、体育館、プール室、理科室など
参加カード	全学年使用	全学年使用
	番町小学校 番町放課後ルーム	富士見小学校 ふじっ子
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">近隣の四番町児童館は9時～17時開館しています！</div>	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同一敷地内の児童館「富士見わんぱくひろば」は9時～17時開館しています！</div>
活動場所	学び：図書室（番町の書斎）、理科室、その他教室 遊び：校庭、講堂、ピロティ	学び：図書室、ランチルーム 遊び：校庭、アリーナ、屋上校庭、視聴覚室など
参加カード	全学年使用	1・2年生は参加カードを使用。3年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。
	お茶の水小学校 わくわくスクール	千代田小学校 にこにこ
基本以外の 実施内容	学校休業日：9時～17時（原則実施） 長期休業期間：9時～17時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。	学校休業日：9時～17時（原則実施） 長期休業期間：9時～17時（原則実施） ※実施日はおたよりで必ず確認してください。
活動場所	学び：PCルーム、第2アフタールーム 遊び：校庭、体育館など	学び：ランチルーム、家庭科室 遊び：校庭、体育館、多目的ホール
参加カード	全学年使用	全学年使用
	昌平小学校 昌平小学校放課後子ども教室	和泉小学校 いずみパワーアップ教室
基本以外の 実施内容	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同一敷地内の神田児童館は9時～17時開館しています！</div>	学校休業日：実施なし 長期休業期間：実施なし <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同一敷地内の児童館「いずみこどもプラザ」は9時～17時開館しています！</div>
活動場所	学び：家庭科室 遊び：屋上校庭（神田児童館）	学び：学習室、校歴室 遊び：校庭 ※雨天時は下校または学びに参加。体育館が使用できる場合は体育館で活動。
参加カード	「学び」に参加する場合は全学年使用。 「遊び」に参加する場合は学校の連絡帳に「児童館帰り」を記入。	1～3年生は参加カードを使用。4年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。

- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。
- ・「学校休業日」は行事等の振替日、「長期休業期間」は春・夏・冬休みを指します。
- ・上記は令和2年10月現在の内容です。実施日や実施時間、活動場所は変更になる場合があります。新型コロナウイルス等の事情により、近隣児童館の開館状況も変更になる場合があります。
- ・長期休業期間「実施なし」の学校も、夏休み中に【学び】のみ実施する場合があります（2～3時間程度）。
- ・放課後子ども教室は、区が委託した事業者がそれぞれ運営しています（昌平小遊びのみ、神田児童館による直営）。
- ・おやつ提供、おやつ時間はありません（持参できません）。

【問い合わせ先】千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 ☎03-5298-2424

第5章 第2期障害児福祉計画

(千代田区障害福祉プランより抜粋)

(案)

1 成果目標の設定

■ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

第2期障害児福祉計画では、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、国が示す基本指針（資料編 P137 第2期障害児福祉計画に係る国が示す基本的な考え方 参照）に基づき、地域における重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までの千代田区における成果目標を設定します。

■ 千代田区の成果目標

項目	目標
児童発達支援センター	令和5年度以降設置予定数1

- 現在本区では、障害や発達に課題のある児童への専門的な療育を行う「子ども発達センター」（以下、「さくらキッズ」という）を設置しています。さくらキッズは、障害等の早期発見、早期支援を目的に、子どもの障害や発達に気がかりや不安を抱える児童・保護者が利用できる子育て支援施設として、区民に親しまれていますが、利用登録者数の増加が大きな課題となっています。区では、さくらキッズの事業拡大とあわせて、地域における障害児等とその家族の相談及び、障害児等が利用する施設や関係機関との連絡調整を行う児童療育の中核的機能を含めた、児童発達支援センターの設置について検討をしていきます。

項目	目標
保育所等訪問支援	令和5年度以降整備予定数1

- 現在、区内には民間事業者により保育所等訪問支援事業が1か所で実施されています。保育所等訪問支援は、訪問支援員が幼稚園や保育園、小学校等を訪問し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、児童発達支援センターの設置検討をする中で、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備について検討を進めます。

項目	目標
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所	平成31年度末時点での整備 1
重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所	平成31年度末時点での整備 1

- 現在区では、児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備しています。前期計画に引き続き、療育だけでなく医療的ケアを行える看護師等を含む専門職員が配置、必要な設備や送迎等の機能への支援を行います。

項目	目標
医療ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和4年度末までに設置
医療ケア児支援のためのコーディネーターの配置	令和4年度末までに配置

- 本区において医療的ケアを必要とする児童は、人数は少ないものの増加の傾向がみられます。在宅で生活する医療的ケア児の支援を推進するために、令和3年度より医療的ケア児の支援について関係者による支援検討を開始し、区内における医療的ケア児の実態調査を行い、「医療的ケア児支援のための協議の場」の設置及び「医療的ケア児支援のコーディネーター」の活用・配置を行います。

2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業 -----

■ 障害児通所支援と障害児相談支援

障害等のある児童の健やかな育成を支援するため、児童及びその家族に対し、障害等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、専門的な発達支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図り、各サービスの見込量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築を目指します。

事業名	事業内容
児童発達支援	主に就学前の障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子ども等が在籍する幼稚園や保育所等を療育や発達の専門職員が訪問し集団生活に適応するための専門的な支援や職員への助言等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により通所による児童発達支援の利用が困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	主に肢体や体幹に障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
障害児相談支援	<p>■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■ 継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。</p>

【見込量の考え方】

- 現に利用している児童の数、平均的な一人当たりのサービス利用量、その他障害児等のニーズ、本計画の成果目標等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 児童発達支援については、実人数や利用者ニーズを勘案して見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスについては、実人数や利用者ニーズ及び、就学時の児童発達支援からのサービス切替えの人数等を勘案して見込量を設定しました。
- 保育所等訪問支援については、実人数や利用者ニーズを勘案して見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、区が把握する対象児童の実人数やサービス利用量をもとに見込量を設定しました。
- 医療型児童発達支援については、区が把握する利用する児童の実人数をもとに見込量を設定しました。
- 障害児相談支援については、現在利用する児童の実人数及び相談支援事業所数を見込みました。
- 医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置人数は、成果目標及び地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数を見込みました。

【計画期間の見込量（一か月あたり）】

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	376	266	440	462	484	506
	人	47	38	40	42	44	46
放課後等デイサービス	人日分	810	646	1,200	1,461	1,778	2,164
	人	65	76	80	90	100	120
保育所等訪問支援	人日分	3	6	6	10	14	20
	人	3	5	3	5	7	10
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	6	24	42	42	42
	人	0	1	2	3	3	3
医療型児童発達支援	人日分	0	2	0	6	6	6
	人	3	2	2	3	3	3
障害児相談支援	人	4	4	15	20	25	30
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	1	1

※（人日分）「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

【確保の方策】

事業名	事業内容
児童発達支援	現在区内には、区立の子ども発達センター（さくらキッズ）を1か所設置しており、障害や発達に課題のある児童に専門的療育を行っています。また民間による児童発達支援事業所について区内では数が少なく2か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。そして利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。今後は児童発達支援センターの設置・検討にあわせて、重度・重症心身障害児、医療的ケア児の利用も考慮した児童発達支援の整備を検討します。
放課後等デイサービス	現在区内では、民間による放課後等デイサービス事業所について数が少なく3か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。また、利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。今後は児童発達支援センターの設置・検討にあわせて、重度・重症心身障害児、医療的ケア児の利用も考慮した放課後等デイサービスの整備を検討します。

事業名	事業内容
保育所等訪問支援	<p>重度・重症心身障害児、医療ケア児、発達障害児が増えています。区内には、民間事業者による保育所等訪問支援を提供する事業所が1か所ありますが、本事業を利用している人は少ない現状にあります。今後は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する上で、事業所の設置を検討します。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>平成30年度から新たに位置付けられたサービスで、現在は実施する事業所もとても少ない状況にあり、本事業を利用する人は少ない現状にあります。今後はサービス事業所との連携を図りながらサービスの充実に努めます。また重度・重症心身障害児のニーズに対応するため体制の整備を図ります。</p>
医療型児童発達支援	<p>現在区内には、医療型児童発達支援を提供する事業所はなく、利用者は区外にある東京都が設置する医療型児童発達センターに通っています。区では、児童発達支援センターの開設検討にあわせて事業の実施について検討をします。</p>
障害児相談支援	<p>現在区内には、障害児相談支援を提供する事業所は3か所あります。しかし、障害児通所支援サービスの利用者のほとんどがセルフプランという形で保護者が計画案を作成しており、障害児相談支援事業所を利用する児童が少ないことが大きな課題です。今後も障害児通所支援サービス全体としては利用者数の増加が見込まれることから、適切なサービス内容の相談や利用量の設定ができるように、障害児相談支援の利用者の増加に努めます。</p>
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	<p>区内では在宅で生活をする医療的ケアを必要とする児童が、人数は少ないものの増加している傾向がみられます。医療的ケア児の支援には、様々な場面で専門的支援、特別な配慮が求められることから、区では、医療的ケアに関する経験と知識を備えるコーディネーターの配置とその役割について関係者による検討を進めます。</p>

資料編（一部抜粋）

②第1期障害児福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標	実績
障害児支援の提供体制の整備等	令和2年度末までに、児童発達支援センターを、1か所以上設置する。	令和2年度以降 1か所	未設置
	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	令和元年度末 1か所	1か所
	令和2年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、確保する。	令和2年度末 1か所	1か所
	令和2年度末までに、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、確保する。	令和2年度末 1か所	1か所
	平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための、関係機関の協議の場を、設置する。	平成30年度設置	未設置

- 児童発達支援センターは、令和2年度の見込みでは未設置の状況となっています。引き続き整備を進めていきます。
- 保育所等訪問支援は、民間事業者により1か所開設されました。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備しました。
- 医療的ケア児支援のための、関係機関の協議の場については、令和2年度の見込みでは未設置の状況となっています。引き続き整備を進めていきます。

① 障害児支援（第1期障害児福祉計画）

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日分	376	266	440	481	520	650
	人	47	38	40	37	40	50
放課後等デイサービス	人日分	810	646	1,200	676	754	884
	人	65	76	80	52	58	68
保育所等訪問支援	人日分	3	6	6	3	10	15
	人	3	5	3	3	10	15
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	6	24	—	—	—
	人	0	1	2	3	3	3
医療型児童発達支援	人日分	0	2	0	36	36	36
	人	3	2	2	3	3	3
障害児相談支援	人	4	4	15	5	20	30

- 児童発達支援は毎年利用人数と時間数に変動はありますが、令和元年度より始まりました「未就学児童に対する幼児教育等の無償化」の開始を受けて、一人あたりの利用日数が増加しています。
- 放課後等デイサービスは対象児童が小学生から高校生（18歳未満）までと広く、又、年度毎に児童発達支援からのサービス切替児童が見込まれることから利用人数は年々増加しています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、重度・重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童の増加を受け利用日数の増加が見られます。
- 障害児相談支援については、令和2年3月に障害児ケアプラン事業《はばたきプラン》において「障害児相談支援」を開始したことを受け、令和2年度より利用人数（見込み）が増加しました。

(3) 障害児等の状況

① 障害児の就園・就学状況

【保育園・こども園における障害児の受け入れ状況】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児の受け入れ園数	保育園	0園	1園	2園	2園	3園	2園
	こども園	0園	0園	0園	0園	2園	0園
在籍している障害児数		0人	0人	1人	2人	2人	6人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

【障害児保育（居宅訪問型）の利用状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児保育（居宅訪問型）	0園	1園	2園	2園	3園	2園
年度内 利用人数	0人	0人	0人	2人	3人	2人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

【特別支援学級（知的障害）の設置・在籍状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別支援学級設置校数	小学校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	中学校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
在籍している障害児数	小学校	14人	14人	13人	14人	12人	19人
	中学校	8人	7人	4人	4人	8人	12人

資料：千代田区データ、各年5月1日現在

【特別支援教室（情緒障害等）・通級指導学級（言語障害）の在籍状況】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別支援教室（情緒障害等） ＊	小学校	22人	29人	41人	67人	109人	127人
	中学校、中等教育学校	6人	8人	13人	14人	18人	22人
通級（言語障害）	小学校	18人	19人	17人	19人	13人	11人

＊特別支援教室は、平成28年度から導入。それ以前は、通級指導学級（情緒障害等）

資料：千代田区データ、各年5月1日現在

② 障害児通所支援の利用状況

【障害児通所支援の利用状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童発達支援	17人	23人	27人	42人	47人	38人
医療型児童発達支援	0人	1人	1人	2人	3人	2人
放課後等デイサービス	12人	28人	36人	51人	65人	76人
保育園等訪問支援事業	0人	0人	0人	2人	3人	5人
居宅訪問型児童発達支援					0人	1人
計	29人	52人	64人	97人	118人	122人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

③ 障害児相談支援における利用計画作成の状況

【障害児相談支援における利用計画作成数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児相談支援事業所	0人	2人	2人	2人	4人	4人
保護者セルフプラン	29人	50人	62人	95人	114人	118人
計	29人	52人	64人	97人	118人	122人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

【区内にある障害児相談支援及び障害児相談支援の事業所数】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児通所支援事業所	児童発達支援	1所	2所	2所	2所	2所	2所
	医療型児童発達支援	0所	0所	0所	0所	0所	0所
	放課後等デイサービス	2所	3所	3所	3所	3所	3所
	保育園等訪問支援事業	0所	0所	0所	0所	1所	1所
	居宅訪問型児童発達支援					0所	1所
	計	3所	5所	5所	5所	6所	7所
障害児相談支援事業所		0所	0所	0所	1所	2所	3所

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

【千代田区子ども発達センター（さくらキッズ）の利用状況】

		平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
登録人数		201人	251人	292人	323人	366人	368人
利用 延べ 人数	個別指導	1,543人	2,354人	2,737人	2,675人	2,847人	2,923人
	集団指導	2,498人	2,465人	2,681人	2,651人	2,564人	2,538人
	計	4,041人	4,819人	5,418人	5,326人	5,411人	5,461人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

④ 小児慢性特定疾病の状況

【小児慢性特定疾病医療券受給者数の推移】

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
悪性新生物	4人	2人	3人	6人	7人	9人
慢性腎疾患	4人	3人	1人	3人	0人	0人
慢性呼吸器疾患	0人	0人	0人	0人	0人	0人
慢性心疾患	13人	7人	5人	6人	7人	4人
内分泌疾患	23人	10人	9人	5人	5人	10人
膠原病	0人	0人	0人	1人	1人	2人
糖尿病	0人	0人	0人	0人	1人	0人
先天性代謝異常	0人	1人	0人	1人	0人	0人
血液疾患	1人	2人	2人	2人	2人	1人
免疫疾患	0人	0人	0人	0人	0人	0人
神経・筋疾患	2人	1人	1人	1人	1人	1人
慢性消化器疾患	4人	2人	3人	2人	3人	5人
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	0人	0人	0人	0人	0人	0人
皮膚疾患	0人	0人	0人	0人	2人	2人
計	51人	28人	24人	27人	29人	34人

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

6 第2期障害児福祉計画に係る国が示す基本的な考え方-----

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（新規）

※市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年10月末の報告)

教育委員会資料
令和2年11月24日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年								
	2年	2 (-1)	2 (+1)	4	1		1		
	3年		1	1	1		1		
	4年	1 (-1)	1 (+1)	2	5 (+2)		5		
	5年	3 (-3)	4 (+3)	7	2 (+1)		2		
	6年	2 (-4)	8 (+5)	10	10		10	4	4
中・中等(前期)	1年	0 (-1)	1 (+1)	1	8 (+3)		8		
	2年	1		1	14 (+1)		14	4 (+1)	3
	3年	1		1	17 (+2)		17		
中等(後期)	4年				1 (+1)		1		
	5年								
	6年								
計	合計	10 (-10)	17 (+11)	27	59 (+10)		59	8 (+1)	7

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年11月24日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	24	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
11	25	水				
11	26	木				
11	27	金		和泉小学校研究発表会	和泉小学校	
11	28	土				
11	29	日				
11	30	月				
12	1	火				
12	2	水				
12	3	木		指導課訪問(番町幼稚園) ◎	番町幼稚園	教育委員出席
12	4	金				
12	5	土				
12	6	日				
12	7	月				
12	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
12	9	水				
12	10	木				
12	11	金				
12	12	土				
12	13	日				
12	14	月				
12	15	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	16	水		指導課訪問(九段幼稚園)◎	九段幼稚園	教育委員出席
12	17	木				
12	18	金	10:00~	ふじみこども園 周年行事	ふじみこども園	
12	19	土				
12	20	日				
12	21	月				
12	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
12	23	水				
12	24	木				
12	25	金				
12	26	土				
12	27	日				
12	28	月				
12	29	火	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	30	水	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	31	木				

「広報千代田」
12月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 14件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外の み記入	区以外が主催のとき
1 児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)のための、 おしゃべりしながら子育てについて楽しく学 べる交流会	令和3年1月19日 (火)・26日(火)10時 ～12時	四番町児童館	
2 児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説 明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や 病後児の保育なども行う、千代田子育てサ ポート事業の利用会員登録説明会	12月18日(金)10時30 分～11時30分	あい・ぽーと麹町 (三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとス テーション
3 学務課	神田一橋中学校通信教育課程の生徒を募集	都内在住・在勤者への通信教育課程の生徒募 集	選考日=2月7日 (日)10時～	神田一橋中学校	
4 学務課	就学援助入学準備金を3月に支給	就学援助費のうち、小・中学校新1年生に対 して「新入学学用品費」を「入学準備金」と して3月(入学前)に支給	申請締切=令和3年1 月15日(金)※就学援 助の申請は随時受付		
5 文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催の四番町図書館のおはなし会	毎週土曜11時～、第 1・第3金曜15時30分 ～	2階児童室	四番町図書館

6	文化振興課	日比谷図書文化館 特別展 複製芸術家 小村雪岱～装幀と挿絵に見る二つの精華～	日本画家・小村雪岱の挿絵を中心に当時の雑誌から複製芸術家としての雪岱の世界を紹介	令和3年1月22日(金)～3月23日(火)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
7	文化振興課	特別展関連講座	特別展「複製芸術家 小村雪岱」の関連講座	令和3年2月13日(土)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
8	文化振興課	かんだ歌宴クリスマスコンサートinワテラス2020	国内外で受賞歴のあるオペラ歌手が、クリスマスにちなんだ名曲を披露	12月12日(土)14時～14時30分	ワテラス広場(神田淡路町2-101ワテラス前屋外)	かんだ歌宴
9	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 だれでもできるインプロヴィゼーション・ダンス	インプロヴィゼーションダンスを学び、身体を動かすなかで感性を開き、表現する	令和3年1月15日・29日、2月12日いずれも金曜19時～20時40分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
10	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 能楽師に学ぶはじめての能～雅な文化と美しく観る視点～	歴史や演目を知り、能楽師が演じるのを観て学ぶことによって、鑑賞する面白さを知る	令和3年1月13日・27日、2月10日・24日、3月10日いずれも水曜	九段生涯学習館	九段生涯学習館
11	生涯学習・スポーツ課	オンライン開催 異世代交流事業災害に備えよう！ -大切な命を守るためにできること	いざという時のためにみんなで考え災害に備えることを周知	令和3年1月24日(日)10時30分～12時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室	3歳以上の未就学児と保護者を対象に水泳教室を開催	令和3年1月23日～3月13日の毎週土曜(全8回)9時15分～10時	スポーツセンター	スポーツセンター

13	生涯学習・スポーツ課	小学生水泳教室	25mが泳げない小学生を対象に、水泳教室を開催	令和3年1月23日～3月13日の毎週土曜(全8回)10時30分～11時20分	スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	内濠周回駅伝大会	15歳以上(中学生を除く)の区内在住・在勤・在学者を対象とした駅伝大会	令和3年2月11日(木・祝)8時30分	集合=桜田門時計塔前	千代田区体育協会